

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12番 北出寧啓君からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 稲留照雄君、14番 南 良徳君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、議案第9号 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） きのうに引き続いてこの議案の審議が行われるわけではありますが、きのうかなり突っ込んだ議論の中で、ある意味の問題点も明らかになってきたと思うんですが、きのうの議論の中で3,000円の引き取り料の問題での原価計算のお話が出ましたが、計算すれば3,000円を超えるという試算であるが、周りの市町村を見て3,000円にしたというお話でした。しかし、堺とか岬町は低い値段になっておるわけで、これこそ地方分権の面からも泉南市が、横並びということではなしに、やっぱり独自で試算をし、そして市民に理解を求めるときではないかなと思うので、その辺の見解をお聞きをしたいと思います。

それから、きのう議論はなかったんですが、首池という岡中の方にあります不燃物の置き場が長い間使えなくなって、きょうも私、朝見てきたんですが、市町村にとってこういう不燃物が市内から出るわけですね、個人からも。現実的にはそういうのを持っていく場所がなくて放置しておると。一体これがどこにどう処分されてるのかということを考えれば、不法投棄の問題でも厳しい取り締まりをしようと思ったけども、ちゃんとそういう置き場、捨て場といいますか、そういう置き場をきちっとつくり、ただ取り締まりだけを強くす

るといっても、それはちょっとおかしいんじゃないかなという感じがするんで、市町村でし尿処理なりごみの不燃物というのは固有の業務の一環でしょう。これは私は一番大事な行政の仕事じゃないかと思うんですが、それが何かちょっと問題があって閉鎖したまま、余り市民からも苦情があるのかないのかはわかりませんが、閉鎖をしておるといような状態は、一体行政のていをなすのかなと思うのでね。

きょうも行ったら、ため池というんですか、要するに沈砂池、悪いものが外へ流れないためにつくってある池にカモが2羽泳いでおりましたけどね。やっぱりああいうせつかく税金を使って、しかも岡中との関係でつくったものを、本来はちゃんとした管理してこないからいろんな問題が起こったんですけど、本来そういう市民が余り好ましくないものを地域に理解を求めようと思ったら、より責任を持った管理で地域に迷惑をかけないということが絶対条件で、そういうことがきちとなされておらなければ、今後どうしても行政はやっぱり皆さんの嫌がるものをどこかにつくらないといけないわけですから、そういうときの範ともならないわけですね。

双子川浄苑の問題もありますし、男里の方には焼却場がありますし、下水処理場もありますし、そういうところの問題をちゃんと市民に理解を得るためにも、岡中にある首池の問題というのはおろそかにできないと思うんですが、その辺のものも含めて、これは廃止をするということですから、文字どおりなくなるわけですので、そういう問題についてどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の質問にお答えいたします。

私ども3,000円の根拠につきましては、昨日御説明申し上げたとおりでございますが、議員御指摘のとおり、堺市、また岬町の方では私どもより若干安く制定しておるのも事実でございます。

これにつきましては、堺市につきましては指定場所への搬送が比較的近く、スムーズにいくということで、このような設定になったと聞いてござ

います。また、岬町につきましては、大阪府の指定場所にはかなり距離があるという判断から、岬町につきましては和歌山県の指定場所へ搬入すると。距離が短く、運搬手数料が安くつくという理由で、このような額になったと聞いてございます。

次に、不燃物の仮置き場の件でございますが、既に平成7年度より実際の搬入はストップしておいたようなことございまして、現時点では本市に不燃物の仮置き場が存在していないという状況でございますので、今回別表の不燃物の手数料を削除したいということでございます。

これにつきましては、年間四、五件、市民の方から洗濯物の下についておりますコンクリのブロックというんですか、そのようなものをどうすればいいのかというような問い合わせもあるわけでございますが、私どもとしましては、現状では産業廃棄物の処理業者や近隣の土木建設業者等をお願いして処分をしてもらってくださいということで、現在スムーズにいておると理解いたしております、今後もこのような不燃物の置き場の設置につきましては、阪南各市でも存在していないという状況でございますので、今回削除でお願いしたような状況でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 的確な答弁になってないと思ふんですね。やはりその事情、事情によってその地域で値段を出すのは当たり前で、きのうも独禁法の問題での議論もちょっとありましたけども、やっぱり周り相談して横並びでいくというのは、行政が民間にそういう談合というんか、話し合っ自分らの立場で1つの値段を決めるなんていうことは、消費者を無視したあり方で、やっぱり競争原理を導入して、よりそういうコストの明確化をしていかんかということから立てば、各市町村がばらばらでいいんじゃないですか。

あなた方はきのうの話で、3,000円——要するに市が市民から集めてその集積場まで持つてくる費用が2,244円、そしてそこから10トン車で業者に依頼するのが1,050円ということで、3,294円というそういう試算を出した。しかし、

決めたのは3,000円だと。これでは私はやはり市の独自の取り組みなり説得力もないと思うんですね。我々はこの価格が果たして正当かどうかという議論もこれではできないわけですね。価格を出しながら、周りの市町村を見たら3,000円だからお互いに3,000円にしましたというような説明では私は納得できないし、その面にきちっと答弁されてないですね、今の場合でも。

あなた方が言ったように、うちだけ高くすればよそへ行ったり、うちが安くすればうちへ来ると、そういうことが懸念されると。そんなもの懸念されようがないでしょう。泉佐野で出したものが泉南市が受け取ることないでしょう、実際は法的にも。それはきちっとあなた方が取り締まりをすればいいことであって、安くするからどんどん泉南市にほかの市町村から入ってくるなんていうことは、原則的には違法なことをあなた方が黙認するということをやると同じことなんで、それは厳正にきちっとどこのものであるかということをおあなた方はちゃんと調べる責任があるじゃないですか、税金を使って処理をするわけですから。そういう点で答弁になってない。

それから、この不燃物置き場で四、五件の問い合わせがあると。問い合わせがあったら産廃業者なり建設土木業者に来てもらうように指導してますと。しかし、一般の人がどんどん手間も高くなってくれば自分で日曜大工でいろいろ自分の家の整理なりするわけですね、それは。処理するとき処理ができないと、だから産廃扱いにしてくださいというのは、法の趣旨からいっても、あなた方は逆に小さな零細業者が出しているごみまでも、産廃という厳密な線を書いて受け入れてないと。そういう人たちが設備もつくれなから、仕方なく野焼きという問題もやっぱり起こり得るわけでしょう。

そういう点では、片一方では厳密に産廃だといって、施設にちゃんとダイオキシンが出ないような設備がありながら全く受け入れないと。こちらの方では、今度はこれは一般ごみだけでも、自分のところに捨て場がないから産廃にしてくれと。こんな行政をやっとしたら市民から信頼されないでしょう。厳密に市民の立場に立って、市民の利



市民にはちゃんと分別をさしとって、より責任の重い、社会的にきちっと営業活動をやっとする事業者には甘いと、こんなことでは市民はとても納得しませんよ。そのことを提起しとるんだから、部長が答弁しとることが果たして市を代表した答弁かどうかということは、市長かって、助役もわかるでしょう。そのことを私は言っとするのに、何にも答弁に立たずにそこに座りっ放しというようなことは、議会の議論を軽視してますよ。

3,000円の問題でも、市民は理解してくれるでしょうって、議会は理解できないですよ、こんなもん。市民が理解したかどうかというのはどこで確認したんですか。高くても安くもある意味でいいんですよ。ちゃんと合理的な数字を出して、これだけかかりますと。じゃ、このふえた分はだれが負担するんですか。二千何ぼのその根拠にしても、もうちょっときちっと妥当性があるのかどうかと、我々が本当に議論するためのきちっとした資料、根拠を出してくださいよ。どうして二千何ぼになって、業者に渡すのが1,050円になるのか、どういう見積もりをとったのかと、そういう情報がきちっと示されなかったら市民も理解しようがないし、議会かって理解しようがないでしょう。だから、そういうものについてやはりきちっと積算根拠も出してもらわないと、ただ理解していただいたと。それは上から押しつけとるだけであって、だれも理解なんかできないですよ、その話では。

それから、不燃物の置き場にしても、かつて泉南市はずっとそういうものをつくって市民のためにやってきたんでしょ。業者に頼みなさいって私は言いましたけども、日曜大工で自分でやった人が、業者に頼むわといたら、業者に仕事を頼まないかんというような関係になるんじゃないですか。業者にそれを任したら業者はそれをどないしとるんですか、実際問題。それは零細な業者だったら、置き場を独自に持つなんてできないでしょう。そしたらやっぱり、岩出線なんか通ってみなさいよ。金熊寺上がったら両サイドにそういう置き場がどんどん積まれてますよ。泉南の水源の上でしょう。それは自分の出したものだから、自分の土地なり借りた土地に置いとるといってし

ょうけども、そこから出てくる汚水なり問題性があったら、それは社会的にも市民的にも影響があるわけじゃないですか。

かつては、その前畑の団地のところにも産業的な廃棄物がいっぱい積まれて、やいやいあなた方に言ってやっとな撤去さしてもらったけども、撤去するまでに周辺に汚水がしみ出したことはどうなんですか。そういうようなことを考えたら、泉南市が責任を持ってそういう置き場をつくって、さっきカモの話も言いましたけども、ちゃんと設備をして、外に汚水が流れないようなことはあなた方はできるわけやからね。6万4,000の市民が出すそういうものについて、業者に遠慮せずに自分でやれる、出したものはちゃんと市が責任持って置き場をつくってあげる。そして、たまればそれはフェニックスなり、あなた方がルートで持っていつてきたわけでしょう。

問題が起こったら、その後の報告もなしに、今は草がぼうぼう生えてますけど、もうちょっとやっぱりそういう市としての最低限の責任を自信を持ってやってもらわないと、何ぼ国の方でこんなリサイクル法をつくっても、末端でこういう状態やったら何の効果も上がらない。全部国待ちではないですか。国がつくったら、それに合わして市がやる。こんな構造じゃなしに、まず市町村がちゃんと主導権を持って、ちゃんと市民に近い形で合理的ないいことをやって、それが国へ影響を与えていくというようなことをやらないといかんのが特にごみ問題ですよ。

市長もこの法律は不満だと、こんな法律は不満だと言いながらこういう条例を出してきとるわけやからね。私は、ごみ問題についてはもっと市町村が主体になって一番いい方法をやれば、全国に普及していきますよ。みんな困るとるんだから。それが国が法律をつくったら、それに合わしていつもやっすると。そういうことでは、市長は21世紀はごみ問題、環境問題と言うのであれば、私はもっと市が主体的に、不満であれば独自の政策を出してくるといってないといごみ問題は解決しないと思うので、もう最後でこれでいいですけども、最後に市が試算をした2,244円の根拠だけはちょっと明細だけ出してください。それで結

構です。

それから、市長におかれては、今そういう状態なんで、市長も環境問題には関心を持ち、大阪府下でもやはり先進的なまちと評価されとる一面があるわけです。しかし、今の実態が不燃物の置き場1つとっても、周りの市町村がないんだからうちはなくていいという問題ではないと思うんです、これはね。ちゃんとした管理をして、そういうごみについては市が責任を持ってやると。そのことがやっぱり企業にも範となって、このまちがごみに対して意識の高いまちになるんじゃないでしょうか。

そういうことで、市長、最後に答えてくださいよ、この問題については、今後希望が持てるような姿勢をよろしくお願いします。

まず、先にそっちをやってください。

議長（奥和田好吉君） どちらに答弁していただくんですか。

〔小山広明君「二千何ぼだけ、先に。市長は後でお願いします」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 私ども試算を行いました根拠でございますが、まず人件費としまして、職員1名と臨時職員1名の2名がかかるということで、1日当たり4万2,055円、それに車両の経費1日当たりが2,830円、私ども1日の収集台数を約20台と積算いたしてございます。ですから、先ほど言いました4万2,055円と2,830円を20台分で割りますと、1台当たりが2,244円となってきます。

次に、運搬費でございますが、10トントラック1回の運送料が5万2,500円と積算いたしてございます。10トントラックに50台を積載するとしまして、1台当たり1,050円の試算が出てございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ごみ問題というのは、非常に大きな今世紀の課題だというふうに思っております。本市におきましても、さまざまな形でごみの減量化あるいは分別収集等取り組んでおりまして、昨年4月からその他プラスチック、紙製品を

分別したということもございまして、清掃事務組合の焼却数が1月現在で約350トンぐらい減少いたしております。人口はふえてるんですけどもですね。そういう大きな効果があったというふうに思っております。

産廃といいますが、業者から排出されるごみの分別につきましては、御指摘ありましたように十分でないという部分もございましたので、清掃事務組合の方でそれぞれの業者を呼んで個別に指導するとともに、パンフなんかを渡して、その啓発に努めているところでございます。

御指摘ありました首池の件については、過去さまざまな問題もございまして、もう廃止をいたしております。これについては、当時から一廃と産廃の区別が非常にしにくいという部分もやはりございまして、相当量たまるということもあって、それをまた市が市の費用で搬出しなければいけないということもございまして、その中でいろんな問題も惹起されたということでございまして、本当の意味での家庭から出るごみというのは少数かというふうに思いますけども、これらについても自家処理でできるだけやっていただきたいという趣旨で廃止をいたしたところでございます。

今後やはりこういう場所というのが非常に確保しにくい状況にあるという点も踏まえまして、今後の課題ではあるとは思いますが、首池については一定そういう経過があった中で廃止をして、別の用途あるいはその他売却も含めて検討をいたしているところでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。――南君。

14番（南 良徳君） 新しい法律でわからないところもあると思うんですが、市民の皆さんがわからなければ余計混乱してくると思うんですね。広報の2月号、3月号に一定載せていただいておりますけども、ちょっとこれを見るだけじゃ私も実はわからないところがあるのでお聞きしたいんですけどもね。

今、料金の根拠も示されましたけども、例えば大型の冷蔵庫ですね。3人、4人で運ぶ程度の冷蔵庫と、あるいは1人で持っていける程度のテレビとか、その辺の大きさとか、いわゆる

規格が決まっているのかどうか。特に重量とかそういうものもかかわってくると思うんで、その辺はどういうお考えを持っておられるのか。

それから、エアコンということでここに載っているんですが、いろいろの種類がありまして、確かに家庭用といえば小型というふうなイメージがありますけども、動力のエアコンなんかもあると思うんですね。今の1点目の質問と若干ラップするんですけども、その辺の大きな重いエアコンと軽いエアコンのそういう違いも出てこようと思えますけども、エアコンについてのこの中での定義というのがありましたら教えていただきたい。ちょっとお聞きすると、セントラルヒーティングなんかはこのエアコンの中には入らないというようなこともお聞きしたので、その辺もわかっておれば御答弁いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 家電4品目についてのすべての機種に、大型または小型ということではいろんな大きさのものがあるわけですが、本市の3,000円につきましては、大きさに関係なく一律3,000円の収集運搬料をお願いしたいと、このように考えてございます。

ちなみに、阪南8市の状況でございますが、大型と小型に分類している市町村は岸和田市のみでございます。ただ、岸和田の場合、3,000円から5,000円ということになってございますので、比較するのもおかしい話でございますが、一律の方が市民にメリットがあるのではなからうかなと考えてございます。

それと、エアコンのお尋ねでございますが、エアコンにつきましては、室内機と室外機がセットで1個という定義でございます。それと、いろいろ事業所関係で使用されているものもあろうかと思いますが、この法律の対象機器につきましては詳しく政令で定められることとなっておりまして、例えばエアコンの対象といたしましては、「室外機が1個で、室内機が複数あるもの。暖房部分がガス・石油等であっても冷房機能を有しているもの。機器として建物と独立するものはすべて対象となり」——今説明したのは対象品目でございます。

逆に対象外の品目につきましては、「欄間など家屋の一部を送風口とするなど建物と一体となっているもの」は対象外になります。また、「壁掛け・床置きではなく、天井設置形のもの」、また「冷風機のような熱交換による冷房機能を有しないもの。ビル空調システム」、これらのものが対象外として定められてございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 南君。

14番（南 良徳君） 今、説明いただいたんですけど、どうも議員の皆さんも資料をお持ちじゃないということなので、その辺まず、議長、資料として議員の皆さんに配っていただきたいと思うんですけども。

特に、個々に今言われましたけども、この2月、3月の広報を見ただけで、エアコンという中ではちょっと市民の皆さん理解しにくいと思いますよ。その辺の周知をまずどうするのかということもございまして、岸和田市が3,000円から5,000円ということだという例示ですが、私は今御答弁いただいたように、市民の皆さんが一律の方がメリットがあると思うというのはちょっとおかしいと思うんですね。逆に不公平感が出てくるんじゃないかなと思って心配して質問させていただいたんですよ。

だから、3,000円でプラスアルファになるんか、あるいは3,000円、2,000円というような調子で、そういった2段階の価格設定をした方が、ここからここまで、あるいはここから以上というのは、大きさとかそういった重量によって、当然コストにはね返ってくるわけですからね。

先ほど具体的に言われたように、職員さんが1名で人件費がどうだということですが、当然それはどれかを何点かの中で抽出されて算出されてると思いますけども。冒頭言いましたように、例えば3人かかってよいしょと持っていくとこと——それは距離とか、またそれを言い出すといろいろ切りがないと思いますけども、いずれにしても私は決してメリットがあるとは思わないんですよ。

だから、そういう状況をこれからやってみないとわからないという点はあると思いますけども、少なくともそういったシミュレーションをしとく

必要が僕はあると思いますよ。だから、とりあえず1年やったら1年やってみて、改めてまた改定するとかいうことになるのか知りませんが、今の段階からやはりそういったシミュレーションをする必要があると思います。その辺はどうなんでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 先ほど資料の請求もあったわけですが、きょうちょっと資料をすぐさまというのは大変難しいと思っております。

それと、この法律につきましては、5年をめどに見直すと、上位法がこのようになってございますので、当然そのときには私どもの条例につきましても精査する必要があるのではないかと、このように考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 南君。

14番（南 良徳君） 質問もいいですけど、資料をちょっときょう中に出せないというようなことですが、できたら一定のコピーすれば済むような資料であれば、早急に出していただいた方が理解しやすいと思いますので、その辺お願いして終わります。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 委員会には一定資料を出されましたよ。それは委員長東さんで出されておるので、確かに今の市のコスト計算のは私たちも初めてきょう聞きました。それだけの資料を出せというのであれば出せるんじゃないかと思うんですが、どの範囲の資料を要求しとるのは、やっぱり質問者にちゃんと聞いて出さないと、行政も対応でけへんのと違うかなと思うんで、それはちょっと混乱するんじゃないかな。

〔南 良徳君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 南君。

14番（南 良徳君） 何も私、難しいことは言うてないんで、時間がかかる資料であればそれはそれでいいですよ。あすでもあさってでもいいんですが、市長もきのう答弁で言われてましたように、所管の委員会も開けなかったのは、いろいろ

情報収集とか資料がなかったと。しかし、ある段階の資料は出すべきだったという御答弁があったと思うんですよ。だから、今の段階でこれは出せる、出せないで、それでいいと思うんですよ、行政として。

今、私が聞きたいいろんな、例えばエアコンは具体的に御答弁いただきましたからね、部長から、これはこうだとか、家屋に附属してるものはそうじゃないとか。少なくとも我々が市民の皆さんから聞かれたときに、エアコンということと言われて、これはどうです、ああですと聞かれて、私も返答しようないんですよ。だから、そのレベルの資料でいいので、何も難しい資料をたくさん下さいと言うてるんじゃないし、所管の、うちに委員長がおりますけども、そういう資料ももらってないと言うてるから、少なくとも議員の皆さんがそれを見て理解した方が早いし、またいろいろ市民の皆さんにもお知らせもできると、こういう意味で請求してますので、難しい資料であれば後日でも結構ですし、簡単な資料であれば出していただきたい、こういうことです。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 南議員さんの方から具体的な対象機器、対象外の機器の資料だけがいいという話でございますので、今すぐコピーするよう指示いたしておりますので、でき次第配付させていただきます。

議長（奥和田好吉君） 所管の委員会が出た分は出るの。

市民生活部長（白谷 弘君） 所管の委員会へ配付いたしました資料につきましても、でき次第配付させていただきます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 市政研の島原正嗣でございます。

今、議論がございますが、私は所管の常任委員会に所属をしておりますので、ちょっと時間がかって議論をさせていただきます。

まず1つは、今問題になっております資料でございますけれども、これは国の法律改正によって地方議会が地方公共団体の議会で審議をしている

わけです。まさに地方公共団体の議会というのは市民を代表する議会であり、これは言論の府として我々は議論をせなきゃいかん。

その中で、今提案されておる法律改正の条文も出てない。所管の常任委員会に提示された資料もこの議会に出されていない。私はこの議案書に書かれたこと以外にはわからないわけです。ある意味では、もっと行政は親切に議論のできる場をセットしなきゃいかんのと違いますか。まず、それから答えてください。

これから全部、議会から請求して、すべての問題を議論するようになるんですか。事前に行政は議会に対して民主的な議論のできるような場を設けることが責任でしょう、あなた方の。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 昨日も所管の常任委員会への説明はなかったということで御答弁申し上げましたが、何分私どもとしましては、すべての資料の収集に時間が必要であったと。それと、近隣各市の状況も案が固まるまでに相当時間がかかっていったというような状況で、当然私ども情報もすべて整った時点で協議会へお願いする予定であったわけですが、今般できなかつたということにつきましてはおわび申し上げます。

今後、このような件につきましては、必ず所管の協議会にまず御説明申し上げ、御理解をいただくよう全力を尽くしてまいる覚悟でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） この問題に限らずですけども、もっと行政は知り得た資料あるいは通達があった、連絡のあった事項については、やっぱり議会に対して、議長を通してきちっと説明のできるような資料配付をしていただきたい、このように思います。

今ごろ情報化社会とかIT時代とかいうようなことが言われてるので、こういうやり方は全く理解に苦しみますよ。市長も十分考えて指導してくださいよ。あなた方は役人ですからすべてのことがわかりでしょうけども、議員というのはすべてはわかってない部分があるわけですから、したがって市民に明確な適切な回答ができるように我

々も勉強せなあかんでしょう。市長もしょっちゅう勉強せえ勉強せえと言うてるんだから、勉強する資料を提供してくださいよ。お願いします。

それと、私はこの問題に限らず、国の押しつけ、地方議会、地方行政に対する押しつけが今日のこの事態に至ってると。すべて国のやらなきゃならんことが地方議会なり地方公共団体に押しつけられとる。やっぱり行政は、法律で決まったからといって——当然ですよ、法治国家ですから。議論をすることも大事ですけども、それ以前にこういう廃棄物の問題、家電の関係を含めての——あくびして、人が質問してるのに何してるんや。教育部長——いやいやあんたと違うよ。あんたの後ろの人が大きなあくびしてるからね、あくびするんやったらちゃんと口に手をやってでもやりなさいよ。何をしてるんや。こっちは物を言うのに真剣勝負でっせ、あんた。もうちょっとちゃんと、自分の所管でなくてもきちっと聞いてくださいよ。そのためにあんたら出てるんでしょう。わしら夜の目も寝んと勉強してるわけやから。

それと、もっと国に対して、私の申し上げたいのは、超過負担の問題であってもそうですよ。この問題であってもそうですよ。本来こういう問題は、国の制度、政策できちっと処理せないかんわけですよ。消費者に対して、市民に対して、すべてそのしわ寄せを押しつけていく、こういう国の基本のやり方に対して、行政はもっと国に対して声を届けてほしい、私はそう思いますよ。

国のやってること見なさいよ。我がら飲み食いでも何しようと、外国要人なんていうようなことをいって、何億、何十億の金を使い果たすと。東南アジア地域においても、後進諸国の支援、無償支援のお金でも何に使ったかわからんようなことを日本の国というのはしてるんですよ。そういう原点に立ち返って、地方自治体はもっと国に物を言いなさい。

これは意見的ななにですけども、じゃ具体的にお尋ねしますが、1つはこの条例についての高齢者に対する対応、それは毎日毎日こういう問題といたうのはないでしょうけども、それから独居老人に対する問題、それから身体障害者等に対する御家庭の問題。なかなか冷蔵庫とか洗濯機というの



は、1人や2人でちょっと掲げれない問題もありますから、そういうところから連絡があった場合はどういう対応をしていくのか、きちっと説明する必要があると思うんですね。

それと、収集後の業者の関係ですけれども、きのうも真砂さんの御質問に答弁をしておいたようではありますが、その業者の選定はどうするのか、どこの業者がどう最終的にリサイクルさしていくのかということの具体的な回答がなかったように思います。AグループとかBグループとかいうような感じのものはちょっと答弁がございましたけれども、どこの業者がどう処理するんかと、どういう泉南市との契約になってるんか、リサイクルの問題を含めてですね。これが1点です。

もう1つは、保管場所の問題ですけれども、恐らく現在の清掃事務組合の空き地に一時保管するのではないかなというふうに思うんですが、これらの問題については、問題なくそういう形で保管ができるのかどうかですね。

それと、職員は、今小山さんの御質問に御答弁なさいました2人を充てると、こういうことですけれども、この職員というのはそれ専属の職員にするのか、あるいは清掃事務組合等に勤務をされてる方々を配置するのか、そのことを含めて御答弁いただきたい。

議長（奥和田好吉君） 非常に大事な問題を質疑していますので、所管で配られた書類ぐらいは、そういうものだけでもやっぱり配っておくべきです。用意しておくべきですよ、そういうことはね。今言われた資料についても用意できるものであれば——用意できるんですか、そういうことも。答弁の中で言ってください。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者等独居老人とか、そのような方の対応でございますが、従来より粗大ごみの場合でも行っておりますが、私ども職員が電話受け付けをした場合、当然そのような方は運搬できないわけでございますので、それらにつきましては申し出がございましたら、私どもの職員で対処してまいりたいと、従来どおり行っていく予定でございます。

次に、Aグループ、Bグループのお尋ねもあつたわけでございますが、Aグループにつきましては、松下電器と東芝がAグループになってございます。それと、Bグループにつきましては、三洋電機、シャープ、ソニー、日立製作所、三菱電機がBグループとなっております。

それで、私ども収集してくるわけでございますが、これにつきましては本市の清掃課の職員が収集に当たることとなっております。収集後につきましては、清掃事務組合の用地をお借りして保管すると。これにつきましては、組合とも既に協議済みでございます。保管場所の確保をしていただくよう決定いたしてございます。

また、その保管場所から、私どもとしましては、先ほど言いました大阪府の指定引き取り場所まで運搬するというのが市の責務でございます。それ以後につきましては、Aグループ、Bグループともに指定法人により破碎し、再資源化を図ることになってございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） また、不法投棄の問題ですが、きのうも質問がございましたけれども、これはきのうの部長の答弁では、泉南市民の良識にまちたいとか期待したいとか、そういうような意味の御答弁があったように記憶しておりますが、泉南市民自体は確かにそれぞれ良識を持って対応すると思うんです。けれど、こればかりは、例えば堺の方から持ってくるやら和歌山の方から持ってくるやら、逆にまた泉南の人がひょっとしたら和歌山の方に持っていったり、一丘団地へ持っていったるかもわからんし、一丘の人はまたこっちへ持ってきてるかもわからない。

まあまあこれは例ですけども、自治会長さんもありますから、そんなことは絶対ないというふうに確信をしておりますけれども、いずれにしても泉南市民の中にはそういう方はいらっしゃるにしても、部外から、町外、市外から持ってくるという可能性が非常に高い。

現に私の前に立派な道路をつけていただいて、共産党さんからいろいろ指摘を受けてる道路ですけども、これは生活面では非常に便利になりま

したし、地域としては喜んでおるわけですが、あの両サイドの、私の家からりんくうタウンに通ずる道の両側は、もう近ごろごみの捨て場くらいになってるんですよ。フェンスのあるところはようほかさんけども、フェンスのないところは全部その横に置いてる。しかも、あそこには電柱1本もない。外灯も1本もありませんから捨てやすいんですわ。あの信号のそこから下ですよ。私の家にも時々弁当の食べ殻をパーンとほうり込んでいくお方もおりますから、身が入ってるんかなと思ったら、身なして殻ばかりで、後でごみ処理をするんです。

これは余談ですが、そのように心ない方々なり、あるいは魚の商売したり、いろんな商売してる方々、それはどこの業者が知らんけども、生の魚をパーッとほかしたりする——いまだにしていますよ。そういうことがありますので、特にお金のかかる廃棄物ですから、できるだけ近くに捨てるところがあったら捨てるところかいというのが人間ですから、そういうことにもなりますので、もっとそういうことは、先ほどの質問者にもありましたように警察と連携をとって——和歌山市か岩出町かどこかわかりませんが、和歌山県警と連絡をとって、Gメンというんですか、そういう監視をするために町と警察と、あるいは市と警察が協力をして、公害防止のための施策をやっていると、そういうようなことも新聞等で拝見したこともございますので、できるだけそのような対応をしてほしいなというふうに思います。

それと、じゃ個人が持っていく場合ですね。市役所から取りに来てもらわんでも、わしは持っていくわいということになるでしょう。その場合、恐らく持っていても奨励金はくれんと思うんですけれども、それは無償で泉南清掃事務組合の一定の、どういう保管場所にしてるかわかりませんが、そこに行ったらちゃんと処理してくれるわけですか。そういう対応になってるんですか。

それと、もう一つは、そういう場合の連絡場所ですね。泉南清掃事務組合に電話をするのか、あるいは泉南の今までどおり清掃課に電話をしたらしてくれるのかですね。そういうこともきちっと市民にも知らせると思うんですけれども、我々議

員にも理解のできるようにしていただきたいなと思うんです。

この問題は、先ほども申し上げましたように、私は本来国の施策でやるのが筋じゃないかなというふうに思うんですが、この事業に対する国・府の役所に対する、地方自治体に対する補助金とか助成金とか、そういうことはないわけですか、一切。例えば、泉南市で広域行政でリサイクルの工場を建てたいと、例えば2市1町なら2市1町でこういう処理をしたいという場合は、国の補助金とか起債とかいうのはないわけですか。

もう一つ、今申し上げましたように、一般的にこの事業をやりなさいと、地方自治体で条例をつくってちゃんとしなさいということになってるんですが、この事業に対する補助金は一銭もないのかあるのか、ひとつ御答弁いただきたい。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 不法投棄の件でございますが、議員御指摘のとおり不法に投棄する方を特定するのは大変難しいというような状況でございますので、本市のみならず近隣各市すべてで啓発を行っていかざるを得んと、このように考えてございます。

また、国においても不法投棄防止策を強力に取り組んでいくということになってございますので、本市におきましても今まで以上の啓発、パトロール等を進めていきたいなと。また、悪質な場所については、警察の協力を得ながら防止を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、この事業につきましても補助金はないのかどうかというお尋ねもあったわけですが、これにつきましてはそのようなものは一切ございません。

それと、個人が搬入した場合どうなるのかということですが、まず私も収集運搬、このワンセットとして3,000円をお願いするわけございまして、我が方の組合の方へ直接搬入した場合につきましても、運搬料が必要になるわけでございますので、3,000円はいただきたいと、このように考えてございます。

ただ、個人の方が大阪府の指定引き取り場所、

いわゆるAグループでは一番近いところが泉大津市、またBグループで一番近いところは岸和田市となっておりますが、個人でここまで搬入される方につきましては、運搬収集料金は要らないということになってきます。ただ、個人で搬入しても、リサイクル料につきましては、当然シールを張って搬入していただくという決まりになってございます。

それと、この事業につきましての担当課は、組合ではなしに泉南市の清掃課が所管となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

18番（成田政彦君） 違法投棄の問題についてちょっとお伺いしたいと思うんですけど、先ほど島原議員さんが一丘団地のことを申されたんですけど、私ども一丘団地においては、粗大ごみのコンテナが何十カ所とあり、外部からの無断投棄で公団の計算によっても何十万、何百万という費用負担をしなければならぬと。それはほとんど居住者、私どもが払ったお金で処理しとるということで、今度の電化製品のこういう回収の仕方については、違法投棄がふえるんじゃないかということで、特に外からの無断放棄については、昼間来たときは自治会などがつかまえて退去さしとるんですけど、夜の無断放棄については全く対応ができてない。

先ほど部長が言われたんですけど、無断投棄についてはほとんど対応されてない。この問題に対して我々も深刻な問題として受けとめており、公団に対しても対応を求めとるんですけど、特に公営住宅——府営住宅もそうだし、それから同和住宅、そういう公営住宅の無断投棄に対しては、電化製品などの粗大ごみに対しては、市としてはどのような対応をなされとるのか、ひとつそのことをお伺いしたい。

それから、周知徹底の問題なんですけど、広報だけの周知徹底では恐らくこれは徹底できないだろうと私は思います。周知徹底については当分の間、毎月ぐらい新聞折り込みをすとか、あるいは広報車でこういうふうになりましたとか、こういうことを今回の場合は徹底しないと、私はかな

り混乱するんじゃないかと思えます。

特に一丘団地の場合は、地元で電化製品を買う人というのはもちろんあるんですけど、よそからの転入がかなり多くて、和歌山で買う、広島で買う、そしてこっちへ来てほかす場合、収集日以外、直接市役所に電話をかけなくて、もう粗大ごみ置き場に捨てていくという、こういう状況が不断に続いとるわけで、そういう点についてももっと周知徹底といっても、単に広報を入れただけで周知徹底できるとは私は思いません。

それから、もう1つ、公団に対して我々居住者も言うんですけど、あの粗大コンテナのあり方について、府営住宅も同和住宅もそうなんですけど、我々は施設すべきやと、収集日以外は捨てさせないと、それぐらい市として厳しい対応を公団当局に要求すべきじゃないかと。結局、居住者が負担しなきゃならないと、そういう形になるんですけど、そういう点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の一丘団地の粗大ごみ置き場の対応のことですが、私ども既に公団とは協議が終わってございます。公団といたしましても、全国的な問題でございますので早急に取り組む必要があるということで、一丘団地の粗大ごみの収集場所につきましては、例えばフェンスを高くすとか、一定の改善を図るというお答えをいただいておりますので、それを見守っていきいたいと考えておるところでございます。

また、不法投棄の件でございますが、これにつきましては私どもまず広報で啓発を行いまして、どの程度の不法投棄がふえるのかどうか、それを見守っていきいたいと、その後一定の判断を起こしたい。現時点では特別な啓発を別刷りで配布する予定はございません。そのような観点から、今後悪質な地域についてはまたそれなりの啓発看板等で行っていきいたいと、このように考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） そんな甘い態度ではね。きょうでも一丘団地の15棟の横なんか見てもら

ったら、電化製品が山のように積まれてますわ。これは結局居住者が負担しなきゃならないと、こういう目になるんですけどね。これは前から我々は指摘して清掃課に言うとはんですけど、市内の人でも無断で持ってくる。我々もわかってるんですけどね。それから、市外の電化業者が持ってくるということで、公団に対しては早急に施錠するとか、そういうことをするべきだと私は思います。

それから、同和住宅の場合、粗大ごみの問題について、電化製品やなんかは居住者が勝手に住宅の前に置いた場合、我々公団の場合は、居住者が共益費で負担してます、全部。同和住宅は、粗大ごみとか電化製品を勝手に居住者がたまったやつは市が税金で負担しとるんですか。この間、決算のときそんなことを指摘されたんで、ちょっと粗大ごみ、同和住宅の場合、税金でやっとるんですか、これ。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 同和住宅の収集についてのお尋ねもあったわけですが、私も一般家庭と同様、粗大ごみ等の集積場所に出していただいたごみにつきましては、市の清掃課の方で収集を行っておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 一丘団地の場合は、電化製品でも粗大ごみコンテナに勝手に捨てられた場合は、公団が市に引き取ってもらうんですけど、その費用については我々居住者が支払った共益費で全部それは負担しとるんですわ。しかし、この間の決算では、同和住宅の場合は粗大ごみを勝手に居住者が置いた問題については、市が税金で負担して処理したと、そういうことをやっとるんですわ。

電化製品やなんかは、一丘団地の場合には不法ごみになった場合は、これは公団が市役所に対して頼んで、我々の費用で取ってもらうわけ。しかし、この間の決算では、粗大ごみのそういう問題、同和住宅の場合は、その処理費用については市がお金を出して税金で負担したと、そうなるとるん

ですよ。我々はやっぱり居住者に対しても——自治会でもそうですわ。指定日以外に対しては捨てないで、きちっと市に連絡してそういうふうにして下さいよと徹底しとるんです。勝手に捨てたやつは、公営住宅、市営住宅は市が全部やるんですか、費用負担を持つんですか。こんなおかしいことないですよ。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 11年度の決算の問題でございますけども、泉南市は市営住宅、これの維持管理を行っておるわけでございます、その中で住宅の管理上必要な処分ということで、不法投棄をされておって通行上支障があるということで処分した費用が11年度の決算で出たわけでございます。ただ、一般的に粗大ごみを住宅管理の方で処分するという方法はとっておりません。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 2点にのみ限って質問をいたします。非常に重要な市民生活に直結する問題ですからお伺いをいたします。

先ほどのやりとりの中で1つ、従来からの答弁で、きのうからの答弁でやはり腑に落ちない点が1点ありました。といいますのは、市が一たん集積する置き場まで個人が持っていった場合に、それは丸々3,000円いただくんだと。しかし、積算の根拠の中では、2,240円と1,050円という額まで明確にして、いわゆる市がためる場所まで持っていくのには2,240円だという額が出るわけですから、その辺は明確に答弁されてる以上、やはりそこまで持っていくことについては、その経費は市民が直接持っていった場合には市民の負担になるわけですから、その辺は答弁と実際のお答えとは、対応の仕方ということではやっぱりおかしいのではないかなと、こういうふうに思います。それは一考いただけるのでしょうか。

それから、もう1つ、きのうもそうでした、そしてきょうもいろいろありましたけれども、3,000円の根拠の中で、正職員1人、それから臨時職員1人、これの人件費に4万2,055円、これを充てるんだと。そういうものを含めてトータル3,294円、それを他市に並べて3,000円だと

いうふうに言われたんですが、このいわゆる人件費の処理ですね。人件費に充てる額をこの3,000円から捻出すると、こういうことについてはいわゆる税の二重負担ということで、地方財政法上これはいいことなのかどうか、私よくわかりませんので、お示しをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の収集運搬料として3,000円をお願いする件でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、私どもとしたり通常、家電製品を廃棄する場合、現時点でも電話受け付けを行ってございます。そのような観点で、ほとんどの電器類につきましては清掃課が直接受け取りに行っておるという現状でございますので、市民直接搬入というのが数少ないという判断から、収集と運搬をセットにした料金の制定をさせていただいたというところでございます。

また、私ども3,000円の根拠づけでございますが、人件費まで見るのはどうかというお尋ねもあったわけですが、通常やはり1台当たりの単価を出す場合、人件費も考慮し積算せざるを得ないという判断から、私ども積算の根拠として行ったところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今、答弁にはなっていないように思うんですよ。いわゆる市のたまり場まで持ち込んでいくのに、明確に2,244円と積算根拠が出ているわけですから、それが個人負担では要らなくなるわけです。にもかかわらず3,000円取るというのは、これはおかしいんじゃないかと、こういうふうに聞いたんです。その辺が1つ。

それから、私はわかったと理解できる問題ではないんですね、2つ目の問題は、法に照らしてどうなのかということを私聞いたんです。よく御勉強されておられる理事者の皆さんですから、私は勉強が至りませんのでお聞きしたいんですが、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、地方財政法第27条の4、「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に

対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」、いわゆる税で賄うべきだという原則をうたっているわけですね。

それで、その政令で定めるといのはどうかといいますと、地方財政法施行令第16条の3、ここで市町村の職員の給与に要する経費ということで、住民に転嫁をしてはならない、税で賄うべきだ、二重負担はだめですよと、こういうことで明確にうたわれているわけですね。その点について、法の解釈上、るる昨日から答弁された答弁の中身は問題ないのか、こういうことをお伺いしているんです。

同じことを2回言うてるんですからね、議長、答弁が全くていをなしてないですから2回言わざるを得ない。御配慮いただきたい。

議長（奥和田好吉君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午後 1時12分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの和気議員の質疑に対し、理事者の答弁を求めます。石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 地方財政法の関係でございますので、私の方から答弁させていただきます。

まず、午前中の質疑の中で地方財政法の27条の4ということで、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、そして地方財政法の施行令第16条の3にございます市町村の職員の給与に要する経費、それについては当然該当すると。和気議員の言われてるとおりでございます。

ただ、今回のこの議案になっております経費につきましては、算出の中で人件費という形での算出という形で出ておりますけれども、予算上につきましては、この経費につきましては、物件費、アルバイト賃金、そして収集運搬に関する委託料、その経費に充当させていただいておりますので、この地方財政法の和気議員の言われる27条の4には抵触しないというように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の市民の

方から清掃課まで直接搬入した人の対応についてでございますが、私どもあくまで収集運搬経費として3,000円を御負担願いたいという考えでございます。

といいますのは、清掃課までの搬入についての金額を仮に安く設定するといいたしますと、小売店並びに量販店から大量に搬入されるおそれもございますので、その辺については近隣各市と同様ワンセットのものとして御理解いただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私は、白谷市民生活部長の昨日からきょうにかけてのいわゆる算定の根拠、こういうことを前提にして質問をさせていただいたわけですね。さすれば、いや算定の根拠はそんなだけけれども、実際予算上は職員の人件費には充当しないんだと、こういうことになれば、算定の根拠そのものがあやふやになってくるんじゃないかと、こういうふうに思うんですよ。

職員1名の人件費と臨時職員1名の人件費に充てるために3,000円という費用が必要なんだと、皆さんに御負担いただく必要があるんだと、こういうふうに言われたわけですね。ですから、それが実際上そういうふうに議会では答弁しておきながら、いただいた3,000円については、予算上はいやそうではないんだと、いわゆる委託費に近い形で処理するんだと、こういうことでは予算の執行と議会で答弁したことを使い分けをしてお話をされているというふうにしか理解できませんよ、それは。算定の根拠は一体何やったんやと、こういうふうになってくるわけですからね。算定の根拠そのものを改めてお聞きをしたいと、こういうふうに思います。

それから、先ほどの住民の持ち込みについて同じく3,000円を取っていくんだと、それは業者の持ち込みを防止するためなんだと、こういうふうに言われました。業者と市民の使い分けは、これは明確に市として監視等の強化の中でできるんじゃないかと、こういうふうに思いますが、その辺の御苦勞をいただければ、3,000円という負担を市民におかけせずに処理できるんじゃないかなというふうに思うんです。それは運営上のあり

方の問題として、今後実施していかれる上でのあり方の問題で処理していけるのではないかなと、ちょっと工夫すれば。そういうふうに思いますが、その点について再度御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 確かに私、昨日来、積算基礎といたしまして収集費、これには人件費と車両経費、また運搬費を積算根拠にしたという答弁を行っております。ただ、これらの通常1台当たりの費用を積算するには、こうせざるを得んというような状況でございましたので、このようにしたところございまして、地方財政法につきましては、先ほど担当課長の方から御説明を申し上げたとおりでございますので、御理解いただきたいと、このように考えてございます。

また、先ほど言いました市民からの清掃課までの搬入者については、やり方によってはできないことはないとのことでございますが、何分これにつきましても業者か市民かの判断は比較的たやすくできるのではないかとおもうんですが、ただ近隣市町村からの私どもへの流入のおそれもありますので、これらをトータル的に判断したというところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔和気 豊君「議長、答弁になってませんので、最初の部分が」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 財政法上は問題があるから、いわゆる人件費には充当できないと、このことは確認できました。その上に立って、それじゃ今度は積算の根拠をそこに求めておられるわけですから、人件費に求めておられるわけですから、職員の1名、それから臨時職員1名の人件費、いわゆる給与に充当するんだと、それが算定の根拠なんだと。充当するというのは、ちょっとこれは語弊がありました。算定の根拠にしているんだと、こういうふうに言われたわけですから、そうじゃないんだということで、先ほど財政課の方が何か臨時の委託収集費に充てるんだと、こういうことであれば、当然その算定の根拠は、一体それはどれぐらいの額を見込んでいるのか。4万2,055円というのが人件費ということで出された数字で

すからね。それじゃ臨時の委託収集費、これは幾らなのかということも聞きたくなるわけですから、その辺はしっかりと御答弁をいただかないと、一体根拠はどちらにあるのか、そういうことになってきますよ。そうでしょう。

だから、それについては今御答弁がなかったですよと、だから改めて答弁してくださいというふうに言ってるんです。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私、先ほど御答弁さしていただきましたのは、人件費と、そして今回の予算に反映している部分についてはアルバイト賃金と、そして運搬収集に関する委託料ということでございます。アルバイト賃金につきましては、財政法上は人件費ではございません。物件費ということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） それならばちょっと答弁を統一してくださいよ。あなたは途中で入ってこられましたけれど、その前にずうっと昨日からきょうの午前中の11時20分までの論議では、明確に職員1名の人件費、それが積算の根拠なんだ、そしてこれは新たに雇用するのではなくて、従来の職員をその仕事に振り当てていくんだと、ここまで言われてるんです。だから私は、明らかにこれは人件費にかかわる財政法上の問題にかかわってくるのではないかということ言うてるわけです。

アルバイト賃金がいわゆる人件費に当たらないと、アルバイト賃金だけだと、これが積算の根拠なんだというふうに言われるのであれば、統一せずうっと答弁が一貫しておればそれで私、納得しますよ。賃金はわかりましたよ。そういうことになってないんだから、あなたはいいですよ。あとはもう白谷さんがどうその、当初ずっと一貫して答弁されてることを、いやそうではないんだと、アルバイト賃金のアルバイトとしての委託運搬費なんだと、アルバイトに支給する賃金、これなんだと、こういうふうに言っていたければそれでいいんですよ。

議長（奥和田好吉君） そこを明確にしてくださ

い。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の積算根拠についての問題でございますが、私ども昨日来、職員1名の人件費、また臨時職員1名の人件費等説明を行ってききましたが、基本的に1台当たりの収集運搬経費を求める場合、このような積算をせざるを得んというような状況がございまして、ただ議員御指摘の正職員1名分の費用につきましても、地方財政法で言うところで問題はなかりょうという予算の積算を行っておりますので、御理解をいただきたいと、このように考えてございます。

〔和気 豊君「あかん、あかん、問題があるというて認めたんや。そんなもんあかんよ。議長、ちょっとそんな話になれへんわ。暫時休憩や、そんなもん。言うてること違うんやから」と呼ぶ〕

〔井原正太郎君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいまいろんな形で答弁いただく中で矛盾が生じておりますので、議長の方では一定時間を与えて、統一した答弁を求めたいかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） この場で暫時休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時47分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） たびたび貴重な審議のお時間をちょうだいいたしまして、申しわけございません。和気議員の再度のお尋ねに対して、お答えを申し上げます。

お尋ねの趣旨は、地財法27条の問題と、それと積算上の根拠の問題ということだったというふうに思いますけれども、基本的に先ほど来御答弁申し上げておりますように、最終的な支出については、アルバイトの賃金、物件費、それから運搬の委託料ということについて、この手数料を主に充てておりますので、地財法上の問題は生じないということでございます。

それから、積算の根拠でございますけれども、積算の根拠につきましても、基本的にこの額が妥

当かどうかということにつきまして、一定の考え方のもとに検証するということから、職員の人件費等を用いて妥当性を検証したものでございますので、このことにつきましても基本的に法に触れるものではございません。

ただ、最終的に3,000円という単価を決定するに当たりましては、昨日来御答弁申し上げておりますけれども、単価にばらつきがあります場合に、他市からの流入があるというふうなことも懸念されますので、その点につきましては最終、他市との横並びの中で一定の単価設定をするということで政策的に決めさせていただいたものでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 一定の時間も過ぎておりますので、御協力願いたいと思います。和気君。  
19番（和気 豊君） 答弁が問題なければ私はあえて質問することは要らないというふうに思うんですが、今の答弁では、昨日来からこの3,000円という額が妥当なのかどうか、これについては負担が大き過ぎるのではないかと、プラス4,200円、例えば冷蔵庫なんかの場合には7,000円を超える負担額になるのではないかと。業者の再生価格等を入れますとね。これは住民に大変な負担を押しつけるものになるのではないかとということで、その3,000円の根拠を明確にしてくれと、こういうことである論議があって、その回答が一貫していわゆる人件費にその根拠を求めていると、こういうことで私は問題提起をしたわけですね。4万2,055円という額も出てきたわけですね。

ですから、本当にその根拠がそれでないということになれば、一体そのアルバイト賃、物件費等が3,000円の中でどれぐらいの重みがあるのかと、妥当なのかどうかと、こういうことを再度改めて答弁していただかないと、これは私、理解できません。

特に低所得者問題等から、この3,000円が妥当なのかどうか。皆さんの質問は、不法投棄の問題に加えてほとんどそういうところに集中しておったわけですから、改めてそれであればその根拠を明確にさせていただきたい。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 積算根拠につきま

しては、私、昨日来御答弁申し上げておるとおりでございますが、もう1点の根拠としまして、近隣いわゆる堺市以南の決定額が根拠の一因でございます。それらを総合的に政策判断をしたというところでございますので、その点よろしく御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今の答弁でいいんでしょうか。最後のとこなんかは、まさに市の主体性のもとにこの額の根拠を決めたというようなことが、答弁の中に出てきていないんですよ。

それと、私は財政法に問題があるということであれば、その根拠の訂正を当然されるべきでしょうというふうに言うてるんですよ。あなたの発言は、まだやっぱり人件費の枠を出てないんですよ。額的には2,244円と、こういうことの積算の根拠ですね、これをもう一度お伺いします。改めて明らかにさせていただくお考えはありませんか。穏やかに言うてるんですよ。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 2,244円の根拠でございますが、いわゆる人件費としまして職員1名の1日分、臨時職員1名の1日分のトータル4万2,055円、これと車両経費が1日当たり2,830円。それを1日20台収集すると仮定しまして20台で割りますと、1台当たりの2,244円が積算されてございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） さらに、その根拠を職員1名の人件費に求めるということになってまいりますと、車両の費用は2,830円でしょう。給料がその15倍以上の額で、給料に圧倒的に充当されるわけですよ、これ。おたくらの言をかりれば、これがアルバイト賃金であれば問題ないんだと。これはよくわかりませんがね。賃金も給料の一部だと、事項別明細の予算書なんかを見れば、給料のずうっと一番下のとこに賃金が出てきますから、需用費の上に出てきますから、これもおかしいなとは思いますが、まあそれはさておいて、やっぱり職員の給料に充てるのが根拠なんだというふ



うに言われますと、やっぱりちゃんと執行に当たって、この3,000円を取るために執行するについての、徴収するについての根拠づけを明確にしていたかかないと、3,000円が妥当なのかどうかというのはなかなか今の答弁ではわかりません。職員には充てられないんでしょう。だから、その辺は何ぼ聞いてもわからん。議長、議長はおわかりでしょうか。

議長（奥和田好吉君） わかりません。

19番（和気 豊君） わかりませんでしょう。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 家電リサイクル法でございますけれども、基本的にこの法律は事業者が最終的に排出されたら回収をして、事業者主体にリサイクルをしていこうという法律でございますが、最終的に事業者が責任がございますわけですが、私どもこの単価を検討するに際しましては、当然今現在、小売店の引き取りの方で幾らになるかというふうな回収運搬費用はまだ明らかになっておらないわけですけども、ここの単価設定といいますものがどうようになるのかということに非常に懸念を持っておったわけでございます。といいますのは、小売店の収集運搬料が高いということになりますと、自治体が安ければ当然自治体で処理してくれということになりますので、このあたりのところは他市とも情報収集をしながら、この単価設定についていろいろと頭を悩ましたというところがございます。

先ほど来お答え申し上げておりますけれども、最終的に行政機関でバランスが崩れては困ることがございますので、3,000円という単価に政策的に決定したわけでございますけれども、この3,000円の妥当性を検証するために先ほど来申し上げておりますような1つの指標を使わせていただいたわけでございますので、そういうことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私が聞いていることの答弁にはなっていないと。3,000円という根拠は、我々市民の立場に立って妥当かどうかということをやったり各議員さん明確にしたいということで質問されましたし、私の質問もそういう立場でやっ

ております。3,000円の根拠が非常にあやふやであると、こういうことがいみじくも明らかになったということで、私の質問はこれで終わっておきます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 異議なしと認めます。よって議案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案第9号の泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきたいと思います。

この条例の中心は、廃家電を市が引き取る場合の手数料3,000円という設定、そしてもう1つは、不燃物の置き場の料金を取る条項を廃止するという2つの問題を持つわけでありまして、今、今の議論の中でも明らかになったように、この3,000円という根拠が実態的には職員の給料も一応計算に入れ、それを参考にして政策決定したということでありまして、そういうこと自身が今の議論の中でも財政法上も問題があると言われました。

そういう意味で、現に堺市、岬町においては価格が違う設定がされておるわけでありまして、他市との横並びが重要な要件であるということは、そのことから崩れた理由ではないかと思えます。そういう意味で、この3,000円の根拠が両方からいっても大変問題性を持つわけでありまして、この議案の提案には大変大きな疑義がございます。

また、不燃物の置き場にしても、これは泉南市が重要な公共施設としてやはり持たなければならぬ問題であることは明らかでありますし、議論の中でも業者に頼むとか、そういうようなことが

不用意に私は答弁されたと思います。そういう企業系のごみは市では処理をしないということは、一定わかるわけでありませけれども、そういうことの根拠も崩すような現在の市の対応であると思いますし、環境問題がやはり重要な問題であるとき、このような重要な不燃物の処理場所をきちっと市が用意をして、適正に処理をしていくということが大変重要ではないかと思ひます。

そういう意味から、この条例の改正案には反対したいと思ひますので、議員各位の賛同をよろしくお願ひを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——井原君。

1番（井原正太郎君） 議案第9号、反対の立場から討論をさせていただきます。

泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部、この改正は、私どもにとっては待ちに待った条例でありました。特に環境問題を解決するについて、私ども泉南市はもちろん、地方・国を挙げて喫緊の課題であります。特に製造責任、廃棄の責任についても責任が問われるわけありますが、ただいまの質疑、論議を聞いておりました、その算定基準が極めて納得のいかない状況になりました。私は、本当にこの条例については進んで賛成したいわけですが、このような算定基準が非常に整合性を欠く状態のもとでは、賛成をするわけにはいかないというふうに思ひます。

したがって、一日も早い市民に対する説明責任、そして整合性のある形をつくっていただいて、一日も早いこの条例の施行を願ひするものであります。そういう整備をお願ひいたしまして、現時点では賛成できないというふうに討論をさせていただきます。御賛同よろしくお願ひいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——大森君。

4番（大森和夫君） 議案第9号、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で日本共産党を代表して討論を行います。

不要になった家電製品の引き取りと再資源化をメーカーに義務づける家電リサイクル法、特定家

庭用機器再商品化法は、循環社会に向けた資源の有効活用を進めるものでなければなりません。しかし、市町村会が国に要望を上げたように、デポジット制をとらず、製造者責任を明確にもせず、役割分担として消費者にリサイクル費用を負担させるなど重大な問題点があります。

泉南市におきましても、これまで家電製品を市が引き取る場合無料としていたものが、リサイクルや収集運搬にかかわる費用を市民が負担しなければならないようになります。冷蔵庫の場合は7,000円程度の負担となり、低所得者には大きな負担となります。同時に、今でも山やりんくうタウンは不法投棄があり、有料化に伴い不法投棄がさらにふえるのではないかと多くの議員からも指摘されているところであります。この点からも、本条例は豊かな自然を守り、リサイクルを進め、環境を重視する市民の願ひに逆行するものであります。

収集運搬費用の3,000円は、積算根拠に人件費を充てて計算したもので、人件費の二重取りの批判は免れず、積算根拠が崩れたこととなります。積算根拠に人件費を充てることや、積算根拠ともならない他市との横並びをやめ、収集運搬費用を抑えること、生活保護世帯など低所得者対策をとること、清掃工場に持ち込んだ分については収集運搬費を無料にすることなどを要望して、反対討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議案第9号は、否決することに決しました。

次に、日程第3、議案第10号 泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。  
水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました議案第10号、泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容の御説明を申し上げます。

93ページでございます。まず、条例第25条第1項についてでございますが、本市の水道事業は、平成15年度を目標年次といたしまして第7次拡張事業並びに配水管改良整備事業を実施し、安定給水、災害に強い水道を目指しまして、鋭意努力を重ねているところでございます。この間、企業債の償還額あるいは減価償却費が増加をいたしております。

このような状況の中、平成12年10月から市の総配水量の約75%を占めます府営水道料金が1立方メートルにつき13円60銭値上げをされ、受水費が大幅に増加をいたしております。

一方、収入面でございますが、社会経済の長期にわたる不況の中で、これまでの予測に反しまして使用量が伸びず、水道料金等の収入の伸びが鈍化をいたしております。また、国の税制改正によりまして、平成元年4月から導入されております消費税につきましても、平成9年4月には税率が3%から5%ということになりまして、本市では水道料金に転嫁をしていないということで、水道事業財政への影響は非常に大きなものとなっております。

このままの現行水道料金で推移をいたしますと、平成16年度には約12億円の累積欠損金が見込まれますので、今後必要な建設改良事業、施設の整備、更新工事の事業実施に支障を生ずることが予測をされるところでございます。

したがって、予測される資金不足を解消し、経営の健全化と、より一層の安定給水の確保に努めたく、これまで未転嫁でまいりました消費税を使用者の方々に御負担いただくこととあわせて、料金の改定をお願いするというものでございます。したがって、条例の一部を改正するというところでございます。

内容につきましては、95ページでございます。

条例第25条関係の別表第1号の表中、口径20ミリ以下の基本料金につきましては、6立方メートル「550円」を「620円」に、超過料金7立方メートルから20立方メートルまで「130円」を「143円」に、21立方メートルから30立方メートルまで「145円」を「167円」に、31立方メートルから50立方メートルまで「160円」を「200円」に、51立方メートルから100立方メートルまでを「185円」を「239円」に、101立方メートルから200立方メートルまでを「225円」を「277円」に、201立方メートル以上「260円」を「315円」に改正をいたしたいというふうに考えております。

口径25ミリ以上、1立方メートルから100立方メートルまで「185円」を「239円」に、101立方メートルから200立方メートルまで「225円」を「277円」に、201立方メートルから1,000立方メートルまで「225円」を「315円」に、1,000立方メートル以上「260円」を「334円」に改正をいたしたいというふうに考えております。

葛畑地区簡易水道、これは「900円」を「1,067円」にそれぞれ改定をいたしたいというふうに考えております。

消費税につきましては、この別表の規定により算定した額に5%を上乗せして御負担をいただくということでございます。消費税も含めまして24.96%の改正をお願いするというものでございます。

続きまして、条例第31条2項でございますが、96ページに相なります。

新規給水申し込み者及び増径給水申し込み者等が給水装置を設置する際の工事の設計、設計審査、完成検査の手数料につきましてはの改正でございます。先般の規制緩和によります水道法改正によりまして、公認制から指定制への制度の改革がございました。泉南市における水道工事許可業者数が年々増加してきておりまして、水道工事に伴う現条例による諸手数料を算出するに当たり、同様の給水工事であっても、工事施工方法によりまして工事費用に格差があった場合に、現行の条例では

手数料に金額の差が生じてくるということになっております。したがって、給水申し込み者に御負担いただく手数料がまちまちで、現況にそぐわない状況でありますことから、今回工事設計、設計審査、完成検査の手数料の区分を定額制に改正をするというものでございます。

内容につきましては、現行は1件につき1,000円、ただし設計金額が2万5,000円を超えるものについては、設計金額に4%を乗じて得た額ということになってございます。これをそれぞれ管径の区分に応じて定額制に改正をするというものでございます。

なお、施行につきましては、平成13年7月1日を考えております。皆様方のお手元に参考資料ということでお配りをしておと思いますが、5ページから7ページに記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———真砂君。

5番（真砂 満君） まだ決定ではございませんけれども、多分付託案件になるかというふうに思いますので、ごく簡単にさしていただきたいというふうに思います。

まず最初に、今回の値上げの大きな要因といたしますが原因は、やはり府水の値上げだろうというふうに思っています。それとあわせて、これまで転嫁していなかった消費税の関係、その2点が主要な原因であるというふうに理解はいたしております。

それで、まず1点は、自己水の確保にこれまでも努力はされてるというふうに思いますが、府水に依存度が高ければ高いほど府水の値上げに大きく左右されると。府水の意向で泉南市の水道料金がすべて決まってしまうということにもなりかねません。

そういった意味で、自己水の確保にどの程度力を入れられ、どういう姿勢で臨まれようとしておられるのか、まずそれが1点。

それと、やはり値上げをするということでありますけれども、それ以前に当然内部の企業努力で

すね、それをできるだけやって、それでもなおかつという姿勢を当然とられてるというふうに思うんですが、これまで行われてきた内部努力について具体策、具体例などがあればお示しをいただきたいし、それ以上内部努力が不可能なのかどうか、それもあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、3点目に、これまで数次にわたって計画をなされておりますけれども、見込みの違いによって、失政とは言いませんけれども、見込みと大きくずれたというようなことがあるのかどうかです。そのこともあわせてお示しをいただきたい。

それと、4点目ですが、泉南市でとられておられない減免制度についてお考えがあるのかどうか、その4点についてお示しをいただきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 真砂議員から4点につきましてお尋ねがございました。

まず、1点目の自己水の確保でございますが、現在自己水につきましては約25%程度ということでございます。特に金熊寺川の伏流水につきましては、1日2,850立米ということで規制をされておる中で、これを伸ばしていくということについては非常に難しいのではないかとというふうに考えておまして、現在深井戸7本ございますけれども、これも自己水の確保ということで現在掘り直し等々をやっておりますけれども、できるだけこれを減らさないという努力をいたしたいということで、現在もいたしております。

また、2点目の企業努力でございますけれども、水道の定数につきましては40名ということでございますが、現在35名で運営をしているということで、人件費についても努力をしているということでございますが、特にこの値上げの消費税の関係もございまして、今まで企業努力で消費税を払ってきたということもございまして、これ以上は非常に難しいというふうに考えておまして、今回この消費税も含めて皆さんに御負担を願うということに相なっております。

それと、見込み違いがあったかどうかというこ

とでございますが、これも前回値上げをいたしましたのが平成7年ということでございます。5年前でしょうか。そのときには配水量も右肩上がりということで考えておったところでございますけれども、現在数年横ばいの状況でございます。これは泉南市だけではございませんで、各市そういうふうな格好になってきているということで、節水が行き届いてるのかなというふうにも思いますけれども、これは直接我々の収入と申しますか、それにかかわってくるということでございまして、これからも配水量がふえていくということは見込めないというような状況でございます。見込み違いといえ、そういうところが見込み違いであったということでございます。

それと、福祉ということだと思っておりますが、これにつきましては各市相当数のところで実施をしているという現実がございますけれども、議員も御承知かと思いますが、この費用につきましては一般財源からの繰り出しということを考えておりまして、今までも検討してきたという経緯はございますけれども、私ども一般財源からの繰り出しを原則としてるところから、今後とも1つの課題であるということで、引き続き検討したいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——東君。

6番（東 重弘君） 先ほどの質問者のことについても少し申し上げたい。先般の議会運営委員会では、この案件は付託ということは決まっておりますし、この質疑の後、当然決めるべきだと思いますので、私も1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど質問者の中に、泉南市は消費税を取っていない、これが議事録に残ります。憲法30条において、法の定めるところにより国民は納税の義務を負う、こう書かれてるのと、取っていないという質疑があれば、これは正しいんかどうか、理事者はどう考えてるんか、そのことだけこの議事録に載せます。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 消費税をどうしたのかということでございますが、私、先ほど御答弁

を申し上げたのは、料金体系に転嫁をしていないというふうにお答えを申し上げました。税でございますので、当然払わないわけにはまいりませんので、今まで皆さんからいただいている料金の中からお支払いをしてきたという経緯がございます。ただ、転嫁をしていないということでございますので、今回それを皆様に御負担を願うということでございます。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） ちょっと答弁が理解できないんですが、今の答弁を集約しますと、内税であったけれども、外税にする、そういうことの理解でよろしいですか。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） そのように御理解を願うと、少し私どもとは違う感覚でございまして、今までは水道料金の中に消費税を上乗せしていただいていたと我々は思っておりまして、消費税の支払いについては、我々企業努力の中でお支払いをしてきたということでございます。

議長（奥和田好吉君） 東君。

6番（東 重弘君） 3回目ですから議長にも職権で言われるかと思うんですが、どう理解しているのか。ただ、私は30条の理解はどうかということも聞いてます。そうすると、最初の質問から全然答えてもろてないと。

以前、これは何年でしたかね、2年でしたか、前回の値上げ……7年。7年のときの委員会、私は当然そこに席がなかったんですが、その席の経験者に聞くと、内税にするということをはっきりと言われてるということを知っております。なぜ内税ということを書けないんか、その辺はそうすることによってこれははっきりと理解できるんじゃないかと、このように思うんですが。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 私の理解としては、水道料金に消費税は転嫁をしていないというふうに理解をいたしておりますが、ただ見ようによっては、それも含めた中で現在の水道料金があるというふうに見えないこともございませんけれども、我々としては水道料金に消費税を転嫁していないというふうに理解をいたしております。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） これは言葉上の理解の問題だと思います。まず、内税となれば、今現行条例の中には使用料の中に内税というような形の明記はしてありません。議員おっしゃるとおり、明記をしてるんであれば確かに内税という形を言えると思うんですけども、私どもが言ってるのは、要するに消費税は今の現行使用料の中へ転嫁をしてないということでございます。

そういうことからいいにしても、当然今の現行条例の中には内税は幾らということは明記せんといきませんので、そういうことは今の現行使用料の中には明記はしてありませんので、転嫁はしてないと。しかし、消費税を払わんといきません。払わんといきませんので、その消費税を払うについては、今の現行使用料からその消費税を支払いをしてるということですので、（巴里英一君「それを内税というんです」と呼ぶ）いや、それは理解度の問題やと思うんです。内税であれば、やっぱり条例の中へ明記をせんといかんというのが我々の理解でございますので、その辺ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 私も自己水の——今回の理由の中でも、自己水が減少したというのが理由の1つになっております。これは内容的に今井戸は7本と、河川水が2,850トンということを答弁があったんですが、これはこれまでの議論でもずっと建設以来、倍を超える取水をしておったと。しかし、大阪府から厳しく言われて、この2,850トンになったということが1つあるんですけど、この言われたときに、今の消費税の問題も、法治国家というような、法律を守るみたいなところというのがあったんですが、行政間同士でそれほど厳しい取水制限なりそういうことであれば、なぜ長い間取ることが許され、そして今回でも府営水がふえたことで値上げになるわけですから、うがって考えれば、府営水を取らずために、まあ別に実害もないし、どこからもクレームなかったけども、厳しくして半分に水を制限をしたと、こうとられる解釈もできると思うんですね。

水はそのまま流れておれば、そのまま海へ流れていくわけですから、やはり有効に使って、その水はどこかへ行くわけじゃなしに、再び小川を通して川に流れていくわけですから、これはだれが考えたって、そんな厳しくせないかんというような状況は全くないと思うんですよ。そういうことについて、ちょっと経緯も含めて御説明をいただきたい。

それから、この問題は、2,850トンという絶対量なんですけど、川の水は当然水が多いときも少ないときも、渇水期もいろいろありますね。理屈から考えれば、一番水が少ないことを想定してその量を決めないと矛盾ができますね、これは。水がないのに全部取ってしまったら、本当に川の水がなくなるわけですから、そういう点では一番水が少ないときを想定してこの2,850トンを決めたんだろうと、私はそう思うんですが、そういう理解でいいのかどうか。

それから、消費税の転嫁の問題で今議論がありましたけども、市民の中には泉南市は消費税を転嫁してないということは、取ってないということですよ、言葉の問題があるとしても。そういうことを言ってきて、実際には取ったという前提に立ってお金を払ったんでしょ。この払い方は一体どういように払ってきたのかですね。何ほどに払ったのか。いろいろ工事を出せば消費税分をつけて工事発注したり、いろんな物品を買ったり、それから井戸や河川水を取ったときには、大阪府から水を買うときでも消費税払ってらっしゃる、ある意味で。そういう複雑な内容になると思うんで、どういようにこれを計算して、どこに具体的に払ってらっしゃるのかをいただきたいのと、それから水道料金から払ったと言いますが、そうすると水道料金に消費税は取りませんよと言ってながら、実は市民が払った水道料金から払われたということになれば、市民はだまされたという思いを持つんじゃないでしょうか。

そういう点で、これは議会でも議論があって、当時はそういう生活必需品、どうしても必要なものには消費税をかけるべきでないというのはかなりの世論があって、こういう判断を平島市長のときにやったと思うんですね。そうすれば、それは

政策的な判断であって、先ほどからいっても福祉料金とかいろんなものは、これは独立会計ですから、そういう会計の性格上、政策的なものについては一般会計から補てんをしとるということでありますから、そういう意味からいえば消費税分は一般会計から補てんすべき内容だと私は思うんですよ。そうすべきだと思います。

もう1つ言うならば、筋論からいえば、やっぱり議会の議論を踏まえて消費税をかけなかったわけですから、国に対しても納めない。これは納めるのは憲法上も、生きる権利からいっても問題だということと裁判闘争しようと思ったらできるわけですね。行政が裁判闘争すれば個人がするよりは有利なわけですから、そして社会的にもこういう生活必需品には消費税をかけないという、そういうような政策を実行していく至って政治的なパフォーマンスというんか、政治的なそういう行動が市長には求められとったんじゃないでしょうか。そういう水道料金には消費税をかけるべきでないという努力を市長自身がこの間具体的にどう行ってきたのかということをお聞かせをいただきたい。

それから、もう1つは、収益的収支の問題でありますけれども、収益的収支の中に減価償却費が多くなったという説明があったんですが、こっこの資本的収支はいわゆる事業をするための会計でしょう。将来にわたって設備をしていく、その収入というのは全部起債、基本的にはね、あと負担金がありますけれども。そして、その起債を返還するものは収益的収支からお金を補てんするわけでしょう、ある意味で。

そうすると、議論としてはやはり収益的収支がどうかということが議論の中心にならないといけないのに、今回の場合でも資本的収支の赤字がかなり多いですね、収益的よりは。それをグロスして12億円になるんだと、こういう論法、説明がありますけれども、やはり収益的収支で黒字が出れば、出た分は資本的収支の方に負担をしていくわけですから、私は分けて考えないといけないんじゃないかな。何も3年や4年で黒字にする必要はないわけで、これは一遍設備をした設備というのは永久——永久と言ったらおかしいけど、長く使

っていくわけですから、そういう点では収益的収支が赤字になるということは一定問題があるから、それをどう是正しようかということが議論の中心になると思いますけども、私はそういう点で資本的収支と収益的収支というのは分けて、この料金の値上げについては考える必要があるんじゃないかなという思いがあるので、その辺に立って御答弁をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 私の方から、消費税に絡みます分について御答弁を申し上げます。

消費税につきましては、施策でございますので、一般財源から繰り出しをというような御質問がございましたけれども、これはやはり私どもとしては水道料金の中からお支払いをするのが当然であるというふうに考えております。

この消費税につきましては、諸般の事情と申しますが、皆さんにできるだけ御負担をかけないというような思いから、当初転嫁をしないということで現在まで我々最大の努力をいたしまして転嫁を見合わせてきたという経緯はございますけれども、今回我々の努力だけではどうしてもそれは解決しないということで、皆さんに御負担を願うというふうに考えておるところでございます。

消費税の税額と申しますか、そういうものでございますが、まず府営水道、要するに受水をするときに府にお支払いする分については、当然受水費に現在の税額を掛けてお支払いをするということでございます。ちなみに、平成11年度では2,398万円の消費税をお支払いをいたしております。

また、これは府の方へお支払いしますけども、水道料金の収入につきましても当然税務署の方へお支払いをする分がでございます。これは平成11年度で5,788万7,000円、これをお支払いをいたしております。また、要するに物品を買うときでも、工事等を発注するときでも、それぞれの金額に5%を掛けて私どもお支払いをしてるところでございます。

以下の分につきましては、担当課長から御答弁を申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 小山議員の収益的収支と資本的収支の関係について御答弁申し上げます。

資本的収支につきましては、主に建設改良費でございますけれども、財源として先ほど言われましたように企業債とか、あと工事負担金、拡張整備負担金等がございます、当然収入の方が支出より少ないわけでございます、これは収益的収支の方で内部留保資金、減価償却費等につきましては実際に現金の支出は伴いせんので、内部留保資金として収益的収支の方にございます。これを補てんいたしております。

また、料金につきましては、当然その年度の収益及び費用ですね。それで損益計算を行いまして、今回13年度から16年度までの算定期間ということで、収益的収支で料金の方の改定をお願いするものでございます。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 私の方から取水量の経過について御説明申し上げます。

これにつきましては、昭和33年の上水道第1次拡張事業から1日最大給水量 $2,850$ 立方メートルという形で取水をしてるわけですけど、これにつきましては過去の河川水量から、10年から20年というスパンの中で河川全体の把握をしまして、それらの水量を全体的に把握した中で始めて、その中で必要水量、河川全体から取水して農業用水量、河川必要水量等を差し引いた残りの量、余剰分でありますけども、これが1日 $2,850$ トンというもとにおいて計算され、取水したものであります。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後に御説明いただきたいわゆる過去10年から20年スパンで、河川の量に対して必要水量を引いた残りが $2,850$ トンだと、こういう説明ですね。それはちょっと重大な問題なんでね。にもかかわらず実際には、建設以来20年以上になるんでしょうか、 $6,000$ から $8,000$ ぐらい取ったわけでしょう。

だから僕はこのことからいっても、それで実害が出て田んぼに水が入らないといった騒ぎになっ

たことも聞いたことないしね。それだったらあなた方は長く取っておって、指導があつて取らなくなったときに、きちっとやっぱり説得力を持って、私が思うようなことから、数字もきちっとあなた方はプロとして大阪府と交渉されたんですか。いや、もうそれは大阪府の言うとおり、ごもっともですと、それは取り過ぎてましたと言ったのか、いや何十年も取ってきて何にも実害ないですよ、その計算の根拠はおかしいんじゃないですかとか、先ほども言ったように川の水は多いときも少ないときもあるでしょう。じゃ、多いときはせめて流れとる水の2割を取らしてほしいとか、市民の安全と生活がかかるとるわけじゃないですか。

あなたが安全で災害に強い水道と言ったって、大阪府から引いとるといことは、神戸の地震の問題を言うまでもなく、やっぱりこれは安定供給できないでしょう。どこかで遮断されたら入ってこないわけですから、やはり自己水がどれだけあるかということが安定供給の一番かなめじゃないですか。

しかも、泉南市は半分以上の山間部を抱えて、水が豊富に出てくる自然状況にあるわけですから、もう少しこれは議会にもきちっとした、このことが重要な値上げの根拠になつとるわけですから、市長もこういう状況の中で大阪府に言われっ放しで少なくしましたじゃなしに、市長も技術屋さんで数字を押さえながら大阪府に交渉する余地は全くない問題なんじゃないでしょうか、この河川水を取るとい問題について。これは前にも議会で議論して、上林さんは一応検討しますと言ったし、この間の委員会の中でも、これには地元の水利の同意も要るので、水利がいいと言えればいいというような関係性だから、地元の水利ともお話をして努力をしたいと、こういう答弁をしとるわけですね。

だから、そういうことから含めても、ほんとにこの $2,850$ トンというのは合理的な意味があるのか、長い経過からいってね。机上の計算と実際問題とを考えたら、そら実際問題が1年や2年じゃないわけやから、何十年と取ってきたんやから、それは問題がないことは証明されとるんでね。やっぱりそれは努力をしてもらわないと、私はこれは内部努力の一番大きな問題だと思つので、



少なくとも議会にこの大阪府が示した数字的な根拠をやっぴり示してくださいよ、これは。今回の一番大事な値上げの根拠ですので、それはぜひお願いしたい。

それから、消費税の問題で今山野さんから御答弁いただきましたが、政策的なものなので私は一般会計から出すべきじゃないかということに対して、あなたは水道料金をもらっとる中から払ってきたと言ってるのは、あなたが努力したわけじゃないし、市民に泉南市は水道料金に消費税を掛けてないということはお約束してきたわけでしょう。しかし、払っとる料金の中から払われたわけじゃないですか。これはやっぱり至って説明不足じゃないですか。消費税は転嫁しておりませんが、皆さんからいただいた料金から払いますよと言えばわかりますよ。転嫁してないから泉南は水道料が安いんだと、そういうふうにしておる部分があるので、そういう点に対しては至って私は問題のある対応の仕方じゃないかなと思いますよ。

そして、あなたが今言ったように2,398万とか5,788万、工事等を発注したときに払う消費税がありませんと言って、その数字を言わなかったんですが、この5,700万は税務署に払っとる分ですね。それと、もう1つは府営水を買ったときに府営水へ払うのが2,400万近く、これだけで8,000万ぐらい払っとるんですか。そして、しかもまだこれにプラスアルファですね、消費税としてあなた方が払っとるのは。そうすると、市民から全部もらったって五、六千万でしょう、水道料金というのは、11億ほどですからね、5%といたって5,500万ぐらいですわね。

こういう逆転現象、一般会計の場合には消費税の譲与金みたいなのが1%か何か地方に分配されて、それは一般会計では補てんされてますが、消費税の払った分ぐらいは、返ってくるでしょう。水道会計にはそういう消費税譲与金なんてのはないでしょう。そういうところからいっても、至って生活に密着したようなこういう必要用品が——やはり水がなかったら死んでしまうわけですから、そういう点で泉南市の議会も含めたこの消費税を掛けられないという判断は、私は正しいと思いますよ。

しかも、これは、泉南市は今回転嫁しないのを

やめるというんだけど、ほかの自治体でも転嫁してないということが、公の資料に載ってある自治体があるでしょう。その当時は泉南市だけじゃないし、ほかの自治体でも消費税を掛けられない自治体があったですよ。それはやっぱり政治家、議会も通した1つの声ですから、それが実現されるように努力しなかったらね。何の努力もせずに、いや消費税掛けてこなくて、今度かけまんねんでは、私はここで決議をした意味がないと思うので、市長、やはりこれは水道料金には消費税をかけるべきでないということをおっしゃる必要があったんじゃないでしょうか。今どう考えておるんですか。

収益的収支は、今あなた収益的収支だけで今回の値上げをお願いしておりますと言っておりますが、12億円というのは資本的収支も入った部分の赤字でしょう。資本的収支も合計した赤字だからね。これを見ていただいたら、改定前、収益的収支だけでいけば、これは累計になってないのかな、2億1,000万赤字になりますよと、16年度ではですね。資本的収支を入れれば12億円という数字が出ておりますので、やはり私は議論の中心は、いわゆる水道水を買って、その上がりで仕入れをすると。その差額が赤字になったから値上げをしたいという説明だと思うので、資本的収支についてはやはり別の議論にした方がいいんじゃないかなと、議論の仕方としてはですね。

それを何年で返していくかという問題はあるとしても、やはり3年や4年で、今現在でも4億ぐらい赤字になっとるんでしょ、累積が。現在でも11年度で2億6,000万ぐらいの累積赤字になっておると。12年度では4億になるんですね、累積では。その4億を一挙に16年度では800万の黒字に持っていくという提案ですから、私はこれはもう少し政策的に、今経済も大変厳しいときですから、これはもう少し資本的収支の赤字プラスはやっぱり先送りをして考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 消費税につきましては、どういうふうにお答えを申し上げたいのか、ちょっと考えるところなんです、あくまでも今までは転嫁をしてこなかったということでご

ざいます。

また、消費税の払い込みにつきましては、当然皆様からいただいた給水費の料金の中からお支払いはしておりますけれども、それは我々が努力をしてそういうふうに来てきたということでございます。今回、これについては皆様方に5%の消費税を御負担願いたいということで、改正をいたしたいということでございます。

それと、河川水の取り込みでございますけれども、今までも2,850トンということでございましたけれども、これは違反をして今まで取水をしておったということで、その都度府の河川課でございますが、府の方から指摘があったということでございますが、それも無視をするといいますが、そういうことで取水をしておったわけでございますが、今回きついお話がございまして、2,850トン以上は取ってはならないということになりました。

当然、これは守るべきものでございまして、これ以上ということになりますと、他ともございませぬけれども、当然府との協議をして正規に取水をするというのが本来の姿でございますので、これも以前助役が御答弁申し上げましたように、これについては弾力的な運営ができますように我々も努力をいたしてまいりたいというふうを考えております。

また、収益的収支あるいは資本的収支の関係で、議員御指摘のとおり11年度には2億6,000万、12年度には4億強の赤字が発生するということでございまして、今回の料金改定につきましては16年度、要するに3年9カ月の間を見て改正をお願いするというものでございまして、もっと長期に考えてはどうかということでございますが、今回は3年9カ月の見通しを立てて黒字に転換をいたしたいということで改正のお願いをしているものでございます。

〔小山広明君「2,850の数字を出してちょうだいよ、数字をちゃんと。同じ答弁ですよ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 議長ね、私は2,850トンになったときのちゃんとした数字的な資料を出し

てくださいということですよ。それと、消費税の問題でも、私は数字を挙げて、あなたの答弁を受けて、5,700万と2,400万、これトータルに水道企業会計としては払っとるんでしょ、他へ。それ以外にまだ工事等を発注したときに払った分も払っとるんでしょ。そしたら、売り上げそのものが11億から12億ですから、それに全部消費税をかけたとしても6,000万ぐらいでしょう。普通はこれ1本の流れのときにどこでも5%取っていくんですか。違うでしょう。水道で仕入れて、それで払ったのは、次もらったときの5%しか絶対量は取らないんでしょ、ずうっと。個々に積み上げていくということはないんだから、この数字に間違いがあるんじゃないかなと思うんですよ。

それと、工事等はどれぐらいあるか、ちょっと数字が出ませんからわかりませんがね、府営水に2,300万消費税払ったら何で税務署に5,700万も払うんですか。それは数字的な問題だから、ちょっと消費税というのは僕は違うと思うんです。最終末端の売り上げ価格に5%かかるだけであって、その間はそれは案分するわけでしょう、基本的には。でないと、トータル的に消費税が10%も15%もなるじゃないですか、その論理でいったら。

そういうことの答えがないのと、さっきの言う2,850トンについてはちゃんと数字出してくださいよ。でないとこんな納得できないですよ。どういう交渉をされたのか。府から言われるのはもっとも、当然でありますといったら、何十年ももっとも、当然ですということやってこなかった。それまでも言われておったけど、守らなかったというんでしょ。そしたら、そのまま守らんまま行ったらどうですか、これ。何で今さら守るんですか。（巴里英一君「ぐつたらぐつたらせんと質疑をパンとせえや。ちゃっちゃんとせえよ」と呼ぶ）

答弁がちゃんとないでしょう、そういうことを。ちゃんと答弁を一遍にしてくださいよ。ぐつたらぐつたらというのは、どういうことやねん、それは。質問しとるんやないか。あんたにそんな言われることないでしょう、失礼な。（巴里英一君「聞けと言うてるのや」と呼ぶ）言い方があるじ

やないですか、ぐったらぐったらとか。

〔成田政彦君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

1 8 番（成田政彦君） ただいま小山議員に対して失礼な……

3 番（小山広明君） ぐったらぐったらって、質問に対してそういう評価するのはおかしいでしょう、あんだ。

〔発言する者あり〕

議長（奥和田好吉君） お静かに願います。

3 番（小山広明君） 人の質問に対してぐったらぐったらという評価するというのはやっぱり問題ですよ、そらあんだは思ったか知らんけど。

だから、答弁も聞いてもらったらわかるように、ちゃんと2,850トンが、なぜ6,000も7,000も取ったものが2,850トンになったのかという、ちゃんとした数字を出した説明してくださいと言ってるんですから。（巴里英一君「長いこと言うなというんです」と呼ぶ）そう言うたらいいじゃないですか。（巴里英一君「泉南弁や、泉南同士」と呼ぶ）

議長（奥和田好吉君） お静かに願います。

3 番（小山広明君） だから、それをちゃんと説明してもらわんと、何回も同じような答弁を受けてはまた私が言ったら、そういう批判も出るのですね、ちゃんときちっと答弁してください。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 六尾浄水場の2,800トンの取水許可の件ですけども……（和気 豊君「2,800か2,850かどっちや」と呼ぶ）2,850トンでございます。

議長（奥和田好吉君） 勝手にやりとりしない。

助役（上林郁夫君） まず、この六尾の浄水施設は、第5次拡張事業の変更で昭和49年に今の施設を建設をいたしました。そのときの取水量は、これは予測でこれくらい取れるんじゃないかということで、8,450トンの処理能力の施設をまずつくりました。これが現在の六尾浄水場の施設でございます。

問題の2,850トンの取水の許可量ですけども、当時の今言った昭和49年の時点でも、当然伏流水の2,850トンという形の許可でございます。

しかし、我々といたしましては、やはり上流にはダムもある、そしてダムの放流もあるということで、やはり施設自体はこれぐらいの能力のものを持っという、取水できる場所は取水したいということで、二十数年来そのような形で取水しておりましたんですけども、大阪府の取水許可はあくまでも2,850トンでございます。

大阪府の河川課への報告も、常に毎年の報告は必要ですが、2,850トンで常に報告をしておりました。しかし、大阪府の府営水道を我々も受水をしておりますので、その府営水道の事業所の方にも報告は必要でございます。府営水道の報告にはやっぱり実態の報告をしなくちゃいけないということで、当然河川水を受水した実態の報告をやっておりました。しかし、これは大阪府の内部からの情報ということでとらえたらいいと思うんですけども、大阪府の府営水道の方から大阪府の河川課の方へその情報が流された時点は、たしか平成5年にはそういうなことが起こったと思います。

その平成5年のときに大阪府の方から、まず河川課の方からの厳しい指導が入りました。それで、私も取水の許可の関係もありますので、やはりそれを守りたいということで大阪府の方へ返事をいたしまして、それ以後5年間にはこの取水権の更新がございます。平成11年度にその更新があった時点で、我々も5年間はそれ以後もやはりその取水許可以上の水を取ってたということで、今回は厳しい厳しい指導が入りまして、やはりそれ以上は取ることはならんということでございます。

先ほどからも言ってるように、2,850トンの根拠は、これは大阪府の河川課が言ってるように、やはり10年、20年のスパンで河川の水が一番少ないときに計算されて、泉南市に与えられる残りの水は2,850トンということで、この河川水も常時水が流れておりません。やはり月によっては非常に少ない、取水が非常に少ない時期もございます。そういうことで我々も大阪府の方へ、実績はこうやということで話をしておるんですけども、河川水の10年、20年のスパンからいうたら、やはり年によっては少ない月がありますので、今のところではこの河川水の水量の計算は非常に困難であるということで、今現在ではこの増量は

認められないということでございます。

そうすれば、我々としては今後やはり上流には堀河ダムがございます。これはかんがい用水の目的があるんですけども、これをいかに利用をできないかいなというのがこれからの課題ということで、これに力を注いでまいりたいと、かように思いまして、六尾の今の処理能力を持ってる施設をやはり有効に利用したいと思っておりますので、この堀河ダムの用水を何とか有効利用できないかということで頑張っ、これからの課題といたしたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 議長、やっぱり僕は数字をちゃんと出してくださいと質問しとるわけですから、そういうものがちゃんと出されて、今の上林助役の発言でも大変大きな問題を持った発言でしょう。こんなもん今ブツツと切られたら、これ議事録を後で読んだらどないなるんですか、これ。あなたはそういうことをやって議長権限を持って議事運営をやってもらわなかったら、我々は不安で質問できないじゃないですか。頼みますわ。

議長（奥和田好吉君） きのうから限られた回数の中で、皆さん大変な質問もされております。その3回という決められた中で自分の質問をこういうふうに答弁を出してもらおうという、そういう方向で進んでください。よろしくお願います。これは議長判断でやっております。和気君。

19番（和気 豊君） ただいま数点やりとりがあったわけですが、私は1つ、この自己水確保というのが泉南市の重要な課題だというふうに思います。2,850トン、これに制約をされていると、こういうことについては、先ほどちょっと御答弁いただいた——これは部長の答弁だったと思うんですが、河川水量から農業用水量、そして河川必要水量、これを引いて、あとの残りをいわゆる上水に許可してもらっているんだと、こういうことだったというふうに思うんですが、間違いはないですね。そういうことで、この2,850トンが決め

られたというふうに——間違ってたと言ってくださいよ——理解をしたんですが、さすれば農業用水量の量というのが、かんがい用水量の量というのが極めて重要な意味合いを持ってくるというふうに思います。

ということになりますと、33年ですか、42年前ですか、その当時からのいわゆる減反で今50%割ってるんですね、減反の押しつけによって、耕作田の実際稲を植えているところは。だから、農業のことには余り詳しくないんですが、その辺の事情等を考えると当然農業用水量が減っていると。この引くべき数が非常に少なくなっている。当然いわゆる2,850トンがふえてもいいんではないかなというふうに思うんですが、その辺はこのことを根拠にされるのであれば、何かあの答弁のあり方というのはおかしいんじゃないかというふうに思います。その点、まず1点お聞かせいただきたいと思っております。

それから、今回の値上げ額で総額一体どれぐらいの負担になるのか。それから、最も利用量の多い御家庭で——利用量が多いというんか、平均家庭、わかりますか。平均家庭での負担ですね、そういうふうにしときます。

それから、府営水の値上げ分でどれぐらいの負担がかかってくるのか。

それから、消費税の未転嫁分、先ほどから8,000万ということがあったんですが、それでいいのかどうか。5,700万と2,400万ですね、8,100万、これでいいのかどうか。

そして、もしかこの間に、値上げ分との間に差があればあといかなる理由があるのか、もうこの2つだけに理由は絞られるのかどうか。

それから、先ほど真砂さんから見込み違いはあったのかどうかという質問がありました。これについては、もう1つ中身がよくわかりませんでした、抽象的な答弁でしたから。だからちょっと数字的に、例えばどの程度の水需要を見込んでおったけれども、実際はその水需要そのものがいわゆる見込み違いだったんだと。そういうことで、入ってくるべき料金収入が実際これだけ入ってこなかったんだと、そういうこともお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、福祉料金の問題ですが、これについては特に利用する量が低い層ですね。これで例えば10立方まで、あるいは20立方まで、どれぐらいの負担になるのか。そして、この負担は阪南9市の中でどういうふうな位置関係にあるのか、この辺もお示しをいただきたい。

それから、有収率ですね。これは料金収入に実際上反映しない、実際水はつくってるんですが、料金収入に反映しない、これの多さ低さ、これは極めて料金収入にもかかわってくるというふうに思うんですが、これは泉南市が非常に下位に位置づけられていると。悪いと、はっきり言えばね。この辺はその原因等はよくわかっておられるのかどうか。

特に、有収率が一定右肩上がりて頑張ってるんですが、ポーンとかなり落ち込んで、そのままずっと推移してるんですね。その辺の原因等わかっておるのであればお示しをいただきたいな、こういうふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、六尾浄水場の取水量の2,850トンの件をお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、この2,850トンの決定は、まず農業用水量、そして河川に必要な水量等——等という表現をさしてもらいますけども——を差し引いた残りの余剰水というんか余剰分ですね。余剰分であり、これが2,850トンということでございます。

当然、私どもも大阪府へ話をしてるのは、泉南市の田畑が非常に少なくなっている原因もありということで、やはりこのある程度の増量が求められるんやないかということは、1点交渉の材料として使っております。そして、先ほどの小山議員にもお答えしました今までの取水していた実績を含めて話をしてるんですけども、今現在ではやはり河川課の見解は非常に難しいということでございます。しかし、我々はこの難しいだけではあきらめておりません。これからもやはり大阪府の河川課の方へ何とか増量を求めることを十分にいたします。

一方、先ほども申したとおり……（和気 豊君「それはいいです」と呼ぶ）そういうことでこれ

からも増量に向けて努力をしてまいりたいなど、かように思います。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 私の方から、福祉料金につきまして御答弁を申し上げます。

今回の改正では考えてございませんが、先ほども御答弁を申し上げましたように、これについては一般財源の繰り入れを原則として考えているということでございます。例えば、基本料金を免除ということにいたしますと、試算では約2,000万円程度の費用が必要であるというふうに考えております。

それと……（和気 豊君「どの層に基本水量を免除したらなるのかと、ちゃんと根拠を言えよ。すべてにか。違うやろ。どの部分に……」と呼ぶ）議長（奥和田好吉君） 勝手にやりとりしないでください。

水道部長（山野良太郎君） 後ほど御答弁申し上げます。

有収率でございますが、議員御指摘のとおり下位にランクをいたしております。現在11年度で88.9という状況でございますが、徐々には上がってきております。

私、昨年の6月議会でも御答弁を申し上げましたように、当然これについては最大の努力をしなければならぬということ、さしあたって90%を目標に頑張りたいという決意を御答弁申し上げたわけでございますが、毎年これについては漏水調査をいたしまして、わかったところにつきましては対処しているところでございますが、なかなか急には上がらないというのが現状でございます。これにつきましても、90%を目標として今後とも最大の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 福祉料金の件でお答え申し上げます。

まず、対象世帯といたしまして、生活保護世帯、母子家庭、独居老人世帯、重度心身障害者世帯1級、重度心身障害者世帯2級、あと療育手帳Aの方、あと老人夫婦世帯で、推計でございますけれども、約2,980件ということで、基本料金を減

免した場合の財源が1,967万4,000円を見込んでおります。

それと、府営水道の料金の値上げに係る影響額でございますけれども、13年度になりますと丸々1年分影響を受けるということで、8,755万円程度受水費が高くなるということで予測いたしております。

〔和気 豊君「答弁2つも3つも落ちてるわ」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。

〔和気 豊君「消費税額を確認したのと、それを合わせた額と今回の値上げ総額との差があれば、ほかに原因があるのかと。値上げ総額をまず言わなあかん。それと見込み違いの点。全部で4つや」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） わかる分につきましては御答弁を申し上げます。

値上げの総額等につきましては、今調べておりますので、後で御答弁を申し上げます。

まず、平均家庭の負担額がございました。一般家庭でいいますと大体13ミリから20ミリの口径でございます、4人世帯で大体1カ月30立方メートルというのが平均でございます。現行料金が3,820円、これが改定されますと4,292円、消費税が214円、金額が4,506円ということになります。値上げ額につきましては686円、率でいいますと17.96%の値上げになるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 値上げの総額でございますけれども、3年9カ月で11億4,000万円……（和気 豊君「13年度だけでいい。そんなもん1年単位で論議せんと、3年単位で論議でけへん」と呼ぶ）失礼しました。2億7,000万円でございます。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 私の方から、見込み違いということで、どれだけの水需要を見込んでたかということで御答弁申し上げます。

これにつきましては、第7次拡張整備事業、この当時、平成元年ですね。このときにおきまして

計画給水人口7万7,800人、計画1日最大給水量3万6,700立方メートルとして第7次水道拡張事業を行うものでありましたが、今回の第7次拡張事業の変更の目標といたしまして、平成15年度とし、計画給水人口6万5,900人、計画1日最大給水量は3万3,000立方メートルというふうに数字を改めたものでございます。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私の質問の仕方が悪いんかもわかりませんが、的確な答弁をいただきたいというふうに思うんです。見込み違いが一体あったのかどうかということを具体的に説明してほしいということをお願いいたします。

そのほかに、値上げ総額が2億7,000万と。ところが、實際上、府営水の値上げ分で8,800万、はね返り分がですね。それから消費税の未転嫁分が8,100万。1億6,900万ぐらいにしかならへんわけですね。そしたら、あとの分はどういうことなんやと。これは水道がもうけるんかと、こういうことになってくるわけで、この分は一体どうなるのかと。これだけ値上げするわけですから、この分の余った分は一体どうなるかと、これは教えてくださいよと、こういうふうに1つは言ったんです。

それから、もう1つは、見込み違いの点ですけど、やっぱり第7次拡張事業の中でも、特に水需要が必要だと、こういうことで新しい水需要に耐え得るんだと。元年のときと違うんですよ。95年、平成7年の値上げのときに新しい水需要に対応するんだということで、その中で特にりんくうのいわゆる開発に絡んでの新しい管の100ミリから400ミリの管の布設、1万7,290メートルについて9億3,100万の投資額をもとに、日量5,000トンの水を確保する、こういうことで始められたんですね。

ですから、これを直しますと、これで水道料金が大体2億3,580万、これだけ年間入ってくるという計算になるわけですね。この7次でりんくうに実際布設した、そこへ水が通ってくるとこれだけの金が入ってくる予定だったんです。実際はどうだったんですか。その辺を具体的に、見込み違

いと言うんであれば出してほしいと、私はこういうふうに聞いてるんです。

議長（奥和田好吉君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 先ほどの今後の13年度とこれまでの10年度との比較でちょっと申し上げたいと思います。

まず、収入面でございますけれども、約1億8,000万円の減収でございます。内容といたしましては、メーター使用料が500万、受託工事費が6,000万、分担金が2,600万円の減収でございます。

それと、支出でございますが、逆に1億6,900万円の増が見込まれております。人件費が2,700万、受水費につきましては、これまで10年度まではかなり自己水が多かったということで、値上げ分を含めまして、13年度と比較いたしますと1億6,400万円の受水費の負担がふえるということでございます。それと、あと減価償却費で約3,900万円増加いたしますので、実質的に先ほど申しました2億7,000万円の料金改定が必要だということで考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 見込み違いが——こういうふうな水需要を意図して大規模な投資をされた。もちろん9億3,100万は府から入ってきたお金なんですけど、しかし、この投資に見合ういわゆる水道の使用料があったのかといいますと、りんくうについてはほとんどゼロに近い額でしょう。そしたら年間2億3,580万入ってくるべきものが入ってこなかった。いわゆる収入減になった、水道料金のね。

そういうことが反映をして、例えばいただいている資料では、このりんくうに限ってですから、大体10年ぐらいにほぼりんくうの仕事は終わってるわけですから、その間に水道料金でいろいろ差し引いてですが、實際上、例えば減価償却費なんかが高くなってますから、その分での持ち出しなんかも入れますと、やっぱり2億8,000万ぐらいの逆に見込み違いになってるんですよ、見込み違いにね。

これは大きな開発を行って、ずさんな見通しのもとに大きな見込み違いをつくって、本来入って

きてたら、この額からいけばほとんど値上げせんでもいけるんです。ところが、入ってくるべきものが入ってこなかった。見込み違いがあった。空のままずっとりんくうのあの1万7,000からの管をそのまま置いている。そのことが今日こういう収入減になって、赤字を生み出してきた。これは行政の大きな見込み違いでしょう。そういうことを市民に一方的に転嫁をする。そして、福祉料金もおつくりにならない。

福祉料金の問題でいえば、10立米で1,251円、20立米で2,753円、いずれも阪南13市町の中でワーストスリーです。ところが、ワーストワン、ワーストツーのここは福祉料金でちゃんと補てんしておられる。泉南市だけがないんです。福祉料金制度がない。丸々こういう低利用者に負担が行くと、こういうふうな仕組みになってるんです。福祉料金はお考えになるのかどうか、これは市長にお聞かせいただきたいと思います。

これで終わります。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 福祉料金につきまして、各市あるいは町の一覧、私も承知はいたしております。本市の場合は現在ございません。いたしておりません。

今回、水道料金の値上げということもございまずので、私どもの方で——これは水道部ではなかなか考えにくい問題でございますので、市長部局の方で検討すべきことだというふうに思っておりますので、今後どういう形がいいのかということも含めて、一度検討したいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 4時10分まで休憩します。

午後3時37分 休憩

午後4時12分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号に対する質疑を続行いたします。質疑はありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 時間も大分経過しておりますし、この問題についてはほかの議員さんもかなり議論を詰めてきましたので、簡潔にお伺いを

いたしたいと思います。

私は、家庭では泉南市の水は使っておりません。えらい僭越ですけども、泉南市民のために一応尋ねておきたいというふうに思います。私たちの場合は、府営住宅を初め、し尿とお水の方は田尻町さんからいただいております。（「し尿は違う」の声あり）し尿処理。ちょっと興奮をしておりますんで、気が弱いんで、こういう場でのあはれは、ちょっと失礼をいたしました。

それでは、具体的な質問を行わしていただきます。簡潔にお伺いをします。

1つは、本市の府営水の依存率は、ただいままでの議論によりますと自己水が25%と、こういう御答弁があったんですが、100分の25の残りが府営水に依存してるのかどうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、自己水は今申し上げましたように25%ということらしいんですが、それでいいのかどうかですね。

3つ目は、今回の改正によって、平成16年度までに800万円の黒字を出すと、こういう積算基準になってるようではありますが、その後また、これは絶対に黒字になるかどうかちょっと疑問だと思んですけども、予定としてはそういう方向ですけども、今後の料金改定の方針というのはその後どうなるのかですね。黒字になれば料金改正しなくてもよろしいんですが、果たして思いどおりにいくのかどうかですね。その間、また大阪府営水の例えば値上げがあったりしますと、それに連動して本市はまた上げていくという可能性もありますわな。そういうとこの政治的判断はどうか。

それから、他市との料金のあり方なんですけど、比較検討はどうかですかね。泉南市の場合は、大阪府と比較してどうかということの何か御検討をなさってるんなら御答弁をいただきたいというふうに思います。

とりあえずそれだけお答えください。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 島原議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

府営水道と自己水との割合でございますが、御

指摘のとおりでございます。府営水道が約75%でございます。自己水については25%ということになっております。

それと、改正につきましては、前回7年度、今回ということで5年あいておりますが、これも定期的に当然見直す必要があると。これは上げる、上げないということは別にいたしまして、少なくとも5年に一度は料金の見直しを行うべきであるというふうに考えております。

他の件については、課長より御答弁申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 廣岡業務課長。

水道部業務課長（廣岡 昭君） 他市との料金の比較でございますけれども、まず家庭用の基本料金でございますけれども、府下の平均値が812円でございます。それと、10立方で本市が1,251円で、府下平均値が1,080円、20立方で府下平均値が2,524円で、本市が2,753円、30立方でございますと平均値が4,326円で、本市が4,506円ということになります。

使用水量の料金の順位で申し上げますと、泉南市は10立方使用で8位、20立方で11位、30立方使用で府下で14位ということでございます。

各市とも料金の改定時期がまちまちでございますので、最近上げられた市町村につきましては、もちろん安い市もございますけれども、本市に近い市もございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 自己水の関係ですが、真砂さんの御質問に答えたのではないかなと思うんですが、昭和33年の第1次拡張事業の本市の自己水のあり方というものが積算されてるようですが、それは答弁では10年から20年のスパンで自己水のあり方というんですか、検討していくと、こういうことなんですけど、現在では8,450トン六尾の浄水場から取った分が大阪府にばれて——ばれてというんか、内容がちょっとわかって指摘を受けてるということなんですけど、現在六尾の水源池から取水できる総枠の量は一体どれぐらい施設的にあるんですか。聞き及ぶとこ



ろによると8,000トンと、こういうことなんです、そういうことではないのかあるのか、これが1点です。

もう1点は、大阪府からいろんな規制があるようなんですけれども、一般論としては、昭和33年当時からずっと今年まで来てるわけですが、農業用水なんかは、農業者自体が専従農家というのはかなり減少しております、逆に泉南市の場合は昭和33年、あるいは三十四、五年、私が初めて泉南町の町会議員にデビューしたときには人口一万七、八千程度ではなかったのかなというふうに思います。

現在では人口も6万5,000人くらいになると思うんですが、そういうことからしますと給水人口というのがかなり膨大にふえて、一方、農業用水に必要な水源というのは減少してきてるわけですが、問題は大阪府がなぜそのような、本市としてはそれなりの給水能力があるのに、大阪府がいやこれ以上取ったらあかんとか、そういう決定される積算の基準とか、大阪府から何かそういう縛りが明確にあるのかどうか、お答えをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 木岡工務課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

六尾浄水場の処理能力につきましては、日量8,450トンであります。また、大阪府より2,850トンの取水制限に何か根拠があるのかということで、すべて金熊寺川における水量とか、先ほどの質問者にもお答え申し上げましたけれども、農業用水量等いろいろ勘案した中での2,850トンという形で数量で許可されているものでありまして、ちなみにこの8,450トンの処理能力、これは第5次拡張整備事業におきまして8,450トンまで処理能力を上げたわけです。

これはなぜかと申し上げますと、金熊寺川の伏流水の水量は2,850トンという許可水量でありますので、あとの残りをどうするかという形の中で、当時といたしまして男里の第1水源池、これがありました。このときに六尾浄水場まで引っ張っておったわけでございますけれども、それから後に男里水源池が、井戸自体が水質の悪化、それ

と枯渇、枯れ始めたということで、この水源池を仕方なく廃止したものでありまして、その見返りとしてどういうふうな形でこの処理能力、8,450を生かすかということの検討の中で、当時代替井戸ですね、そういうものを検討しております。そこで検討しておった中で、昭和47年2月ごろに府営水が通ってきたということで、府営水に依存した経緯でございます。

そういうような形で、今現在も府営水に頼っておるわけですが、我々としたしまして自己水の確保25%、これは25%は必ず確保していかなければならないというふうには考えておるところでございます。なおかつ、この自己水25%をこれ以上低くしないためにも、今現在行っております計画で既に実施したのものにつきましては、井戸の掘りかえ、これは2号井戸をこの間掘りかえいたしました。これで揚水量も上がっております。それでまた現在、3号井戸の揚水管、これについても相当年月がたっておりますので、管自体が大分と細くなっているということで、今これについて管全部を引き揚げまして、その掃除をして、また管自体が鉄管でありますので、穴がいたり、そういうようなこともしております管については、全部新品にかえまして工事を行っている。それによりまして揚水量の増量を図っているということであります。

また、14年度につきましても、まだ井戸はありますので、それらの井戸についても順次その管の清掃とかポンプの修繕とか、そういうのを計画しております、それらによりまして揚水量の増量を図り、自己水の確保を25%以下に落とさないように頑張っていきたいと、かように思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 私のお尋ねしているのは、具体的にお聞きをしたいのは、六尾浄水場は8,450トンの処理能力があるとおっしゃってるんですから、それに100%自己水を使わなくても、なぜ大阪府が例えば泉南市の場合2,850トンでないとあかんとかというふうなことを言ってるのかと、こういうことなんですけれども、そういう行政指導のあり方ですね。大阪府下34市か35市あ

るんですけども、その中には自己水90%、80%というところもあると思うんですよ。なぜ大阪府がそういう、大阪府から見れば泉南市というのはわずかの地域だと思うんですが、逆に泉南市をいじめるような、せっかく自己水という水がありながら、それはちょっとまかりならんと。そうかといって、農業用水がたくさん要るし、これから農業発展のためにはそういう用水は自己水に使ったらあかんということならまた話は別ですけども、府のこの指導のあり方というものについて若干疑問を持たざるを得ないんですよ。

これはなぜかという、やっぱり消費者からいうと、買う側からいうと、料金にはね返ってくるということもあるわけですから、考え方としては、これから自己水よりも大阪の府営水に依存する率が高くなっていくと思うんですが、これからはまた泉南市は人口がたくさんふえてくると思いますし、そういう意味ではやっぱり僕は府営水と自己水のバランス、75、25ということではなくて、フィフティ・フィフティぐらいにできるような努力をやってほしいなという思いを持っておるんですが、とりあえずこのことについてもう深く言及しませんが、御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 議員御指摘のとおり、現在75、25でございますけれども、さしあたっては先ほど課長も申し上げましたように25は確保していきたいということでございますけれども、方向としては当然、府営水が多くなって自己水が少なくなっていくというような方向ではなしに、それなりに自己水の確保に努力をしていかなければならないと。

やり方についてはいろいろあるかとは思いますが、当然深井戸、伏流水、その他ということになりますけれども、現在は25%を切らないように我々努力し、今後はやはり自己水の確保についてあらゆる方法をとって努力をするという方向でございます。

〔島原正嗣君「議長、もう質問はせえしませんけども、この積算基準ですよ。泉南市自体はこれ以上使うたらだめですよと、そういう何か府の要請があるようなんですが、その根拠につ

いてちょっとわかっておる範囲で。それはちょっと今わからんというのならそれで結構ですけども」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁できますか。わからなければわからないと答弁してください。上林助役。

助役（上林郁夫君） 六尾浄水場の取水量の2,850トンの根拠ということで、大阪府の河川課の関係が、まず先ほどからもおっしゃってるとおりやはり金熊寺川の水量、これはダムを放流してない状況でございます。その水量が一番少ないときの河川水を基準に、河川全体で取水している農業用水量がまず1つございます。そして、川自体に必要な水量というのもございます。それを差し引いた量が残り2,850トンということで、現在大阪府が積算した水量でございます。

ただ、その農業用水量というのは、大阪府の見解は、10年、20年のスパンというのがありますので、過去の水量を計算するのは非常に困難であるということも原因の1つにあります。数字的にははっきり出てないんですけども、やはり過去の河川水のことから考えたら、これぐらいの量しか泉南市には許可が与えられないということですので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そして、この六尾浄水場は、8,000トン強の処理施設がありますので、先ほどの議員の質問にもお答えいたしましたとおり、やはりこの施設を有効に利用するために、我々といたしましても大阪府へこれからも、農業用の田畑も減ってる、そしてある程度堀河ダムの放流ということも考えまして、やはり増量を求めてまいりたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———巴里君。

22番（巴里英一君） 皆さん午前中からの質問であります。よくわかります。基本的にこのまま放置すれば、16年には水道会計で12億円の赤字を抱えるということでもありますから、このまま改定されれば逆に800万円余りの黒字転換すると。

ということで、その趣旨はよく理解できますが、先ほどの部長の消費税云々の答弁の中での追認で助役がお答えになりました。御承知だと思いますけども、税は3つしかないんですね。事業税ですね、1つは。違いますの。所得税ですね。そして法人税、そして消費税。その中で消費税を取るには2つの方法しかない。これは外税と内税でしょう。

さっきお答えしたけども、それは消費税でないという言い方をされてましたけども、それは間違いないですか。これはやっぱり私は消費税だということが当たり前だと思うんです。このことをきちんとしておかなかつたら、違法性があるという問題も片一方では出てくるし、ただ当市では条例制定されてないから問題があるんだという言い方になるのか。ならば、財産区問題でいわゆる法にないものの扱いをやってること自身も全部間違ってくるからね。そういう意味では議会で一定の承認をされれば、消費的にこれはやっぱり支払ってるものということにならない限りは、言っていることがおかしくなるんじゃないですかというふうに私は感じますけども。

簡単に言えば、例えば1,000円のを売れば5%ですから1,050円ですか。それを1,000円で売ってしまえば、50円もらわなかったら950円なんですね。50円を支払わなければならないということは内税になるんですよ、どんな理由があろうとも。それ以外できないということになってるんです。

これは地方税の中でも消費税の部分でもありませんけどね。消費税法60条第1項の規定によりと書いてますよ。「1 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして」本節の規定を適用するということは、これは支払わなくてもいいですよという規定が設けられてるんです。3,000万円以下は。それ以外は支払わなければならないということは、先ほどの答弁では支払ってるということになりますから、それはやっぱり消費税としてきちんと理解をしておかなかつたらおかしいんじ

ゃないですかというふうに私は感じて質問させていただきました。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の消費税の質問でございます。

私たちは、まず現行の使用料の中には内税として消費税は入っておりません。ただ、消費税は当然その現行の使用料の中へかかってくる。そういうことですので、当然消費税を払ってるということでございます。

じゃ、内税の中へ入ってないのに、その消費税はどないするんやという話になるんですけども、我々の水道は企業会計でございます。その企業会計の努力の中でそれを払っていくというのが、今までの考え方でございます。それを今回は外へ出して、100分の5を乗じたということで条例へ明記もさせてもらうんですけど、そのようなことですので、御理解をお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 議長、わかりますか。今の説明、よく理解できますか。

やってないことを、やってないんだったらそのことをきちんと言わなきゃならないじゃないですか。この中で入ってる。皆払ってるのは、先ほど申し上げたように商売されてる方、事業の方は内税でやってるところたくさんありますよ、小売業の方は。それは内税であって、それは何も内税ですよと書いてませんよ。5%消費税取ってないだけでということで、しかし消費税として税務署から支払い、あるいは売り上げに対してのパーセンテージ取られますよ。

ところが、うちは支払ってるということは、それは消費税だという認識をしてるわけでしょう、国の方は、国税は。違うんですか。ということは、これは消費税じゃないですか、売り上げの中の。そんな変な解釈せんと、ただ条例化ができてないんでそういう方向で処理をしたというんなら僕はわかるんですよ。その点を明らかにしておいてくださいと言うてるんです。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 現行の使用料に対して当然消費税はかかります。これは法律によってかかっ

ております。しかし、今現行の使用料の中にその5%が入ってるんかというたら、私どもの使用料の中には入っておりません。あくまでもその消費税は転嫁してないということでございます。

じゃ、なぜその消費税を含んでないんやということになれば、あとは先ほども言うてるとおり、我々の企業の努力によって、当然使用料に対して消費税はかかってきますので、それで私らは消費税を払ってるということで、あくまでも現行の使用料の中にはその税金が入ってないということで御理解をお願いいたしたいということでございます。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） そうと違いますよ。売り上げの中に消費税が入ってるんです、内税というのは、そうやないと外税としてもらわなきゃならない。2つしかないんですよ、消費税の取り方、支払いは。2つしかないんですよ、助役。

だから、私は払ったことを間違ってるというのと違うんですよ。それは当市において条例化されてないけれども、こういう形で支払ったということを認めることなんですよ、言うてる意味は、もらってませんよと言うたら違うんです。いわゆる販売してますから、これはもらってるんです、その中に、含んでるということが前提なんですよ。それが内税なんです、言うてる意味は。

だから、これは内税だという認識をしなかったら、ただうちは条例ができてないから、そういう支払いしかやむを得なかったんだと、そういった意味での消費税の支払いをしたと、内税として支払ったというんだったらわかるというてるんです。そういう意味ですよ。皆さんは多分そういう理解だと思ってるんですよ。だから今まで承認してきたと私は思うんです。何もあなた方がやってることが悪いという意味で言うてるんじゃないですよ、助役。そういう意味での、いわゆる料金ももらって、その料金の中から支払ってるということは、内税だという認識をされてると思うんです。だから、苦しい答弁をされてると思うんやけども。

2つしかないと言うてるでしょう。外税と内税とどっちですかと言うてるんです。そしたら、あなたはもらってませんと、今までもらってません

と言うから、その中から企業努力で——企業努力はどこでもそうですよ。小売は皆企業努力で内税で払ってるんです。うちも企業努力されてるんです。これは評価しますよ。けども、それは消費税ですよと言うてるんです。内税なんですよ。これ載ってるんですよ。そうやったらこんな書きなはん。やっぱりそれは税として払うてるんでしょう。どうなんですか。消費税は内税やないですか、担当者として見たら。助役はその道じゃちょっと失礼ですから、税として考えた場合。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 消費税の関係で、私は税担当ですけども、直接消費税にはかかわっておりませんが、わかる範囲でお答えいたしたいと思います。

今、巴里議員さんがおっしゃいました消費税は内税と外税がございます。これは事業所がそれを個人の内税、外税を一応代理として預かって、事業所は3,000万円以下の人は免税になっておりまして、それ以上の方は国税として3カ月に1回だと思ってるんですけども、税務署の方へ申告制になっておりまして、申告していただいて、その中の5%をいわゆる申告納付していただくと、そういう仕組みになってございます。そして5%のうち、御承知のとおり1%は地方消費税としてこちらへ還元してきます。

そういうことで、消費税の仕組みといたしましては、いわゆる事業所から個人がかかる、かけないというよりも、事業所は必ず5%を払わなくてはいけないと、そういうことになっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 巴里君。

22番（巴里英一君） やっぱり自治法というもとで運営されてますから、そういう解釈は問題があるんじゃないですかというふうになってくるんで、私は責めてるんじゃないですよ。責めてるんじゃないけど、そういう答え方をされてしまうと、議会が今まで承知してきたことも、議会そのものも間違ったことになってきますから、それはそういう認識のもとで消費税として支払ったということをお答えいただければいいんであって、そして今回は条例改正して、そのことを外税できちっと

してお支払いいただくということで提案されてるんだというお答えが一番僕は当然の方向じゃないかなと、そういうことだと私は思ってるんですよ。

それで、ずうっと前の方が質問されて、それ以上突っ込みませんでしたよ。名前を言えば東議員ですが、ちゃんとよう突っ込まんまま終わってしまったけど。ここのところは法としてはきちんとしておかなかったらいろいろの問題点が起こるんじゃないですか。今のところ問題が起こってないのは、議会としてそれは承認してきたですよ。だから私は何も議会の方々が、それはあきませんと言うてる意味は何もないですよ。しかし、それはきちんとしておかなあかんんじゃないですか。消費税違いますよ、取ってませんよと、そんな話じゃないんですよ。料金で徴収した中で消費税分として支払ってるんでしょう。だからこれは項目が出てるんでしょう、この会計の中には、たしか出てるはずですね。出ますわな。

だから、助役の答え方が間違ってますよと言うてるんです。もらってませんと違うんです。消費税としてもらってるんじゃないし、それは内税としての処理の仕方を、消費税の支払いをやってますというんだったらわかるんです。もし答弁いただけるのであれば、これで終わりにしますけど。

議長（奥和田好吉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 何遍も申しわけありません。私も頭が大変混乱をしております。

何遍も言うようですけども、まず今の現行の使用料の中には内税として税金が入っておりません。しかし、現行の水道使用料に対して当然消費税はかかります。当然、その使用料に対して消費税がかかるということは私も言うてますので、そのように認識しております。当然、市民の方もそういう形でそれへかかっていますので。しかし、うちとしては内税としてはっきり明確化しておりません、税としては、それで、やはり入ってないと、内税ということで入ってないということで、これは言葉上のことがあるんですが、御理解しかないので。そういうことでよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議案第10号については、委員会の付託を省略することについては否決されました。

本件については、所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第4、議案第11号 平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第11号、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明申し上げます。

平成12年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

補正の内容でございますが、議案書の99ページをお願いいたします。歳入歳出にそれぞれ2億9,674万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ219億7,914万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

恐れ入ります、109ページをお願いいたします。人事管理費の職員手当等2,155万4,000円でございますが、これは新たに平成13年3月末日での退職者2名が生じたため、その手当を補正するものでございます。

次に、112ページをお開き願います。老人集会場費の工事請負費1,000万7,000円でございますが、これは多くの高齢者の方々に利用していただくため、地域の介護予防の拠点として鳴滝老人憩いの家の改修を行う経費を補正するものでございます。

次に、113ページの乳幼児医療助成費の扶助費306万円でございますが、これは当初見込みより利用者がふえたことにより、その経費に不足が生じましたので補正を行うものでございます。

次に、114ページをお願いいたします。道路新設改良費の工事請負費2,300万円と、その下段の公有財産購入費4,149万6,000円でございますが、これは男里北線新設工事につきまして平成13年度当初予算での計上を予定してありましたところ、前倒しして予算化することにより通常より有利な財源措置が可能となったため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページ下段から115ページ上段にかけての公園管理費の公有財産購入費2億1,779万3,000円でございますが、これは俵池公園の一部934.8平方メートルにつきまして、供用済み土地の解消を図るため、土地開発公社より買い戻す経費でございます。

次に、同ページの社会教育総務費の備品151万6,000円でございますが、これは平成13年度に実施予定でありますIT講習に係る障害者用のコンピューターシステムの整備を行うため、その経費を補正するものでございます。

お手数ですが、104ページにお戻り願います。

第2表で事業の追加及び変更に伴います地方債の補正につきまして、また105ページの第3表で繰越明許費につきまして、それぞれ記載いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、歳入の明細につきましては、107ペー

ジから108ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

19番（和気 豊君） ただいま上程されました議案第11号、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）に対し、反対の立場から討論をいたします。

質疑ができなかったのも、まことに遺憾であります。質疑抜きでありますので、中身が不十分になるやもしれませんが、私はこの問題については一定当該委員会で説明を受けておりますので、そのことを前提にし、反対の立場から討論をさせていただきます。

問題は、老人集会場費であります。いわゆる国の介護予防拠点整備事業費補助金1,000万何がしかを受け、市が事業主体になってこの改修を行うという事業であります。このことについては何ら異論を差し挟む余地はありません。ただし、この運営にかかわって特定の団体、委員会の答弁ではおおぞらという団体にこの施設を使わせるということでもあります。

しかし、この事業が今後に継続をするということの保証はありませんし、市にしてもこの事業を基本的に今後市全域に広げていく、こういう計画も持ち合わせておりません。仮にこの計画を持ち合わせていたにしても、他地域でこの集会場あるい

はそれに類する公共施設を改造し、この利用に供するという余地、これがあるところは極めて限定をされるわけであります。他地域に公平にこの事業を広げていく、こういう保証はありません。特定の団体にのみこの事業を実施し運営をゆだねていく、まさに問題ではないでしょうか。

行政は常に地方自治法第10条ののっとって公平に行われなければなりません。いわんや同和対策事業の終結が叫ばれている中で、この地域だけに偏するような事業については、まさに大きな問題を新たに惹起する以外の何物でもないことを付言をいたしまして、反対の討論といたします。議長（奥和田好吉君）ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君）起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第12号 平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君）理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君）ただいま上程されました議案第12号、平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の123ページをお開き願います。

補正内容といたしましては、歳入歳出総額にそれぞれ580万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億6,280万8,000円とするものでございます。その内容につきましては、一般会計からの繰入金の変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正内容といたしましては、出産件数の増加に伴う出産育児一時金に係る繰入金として580万円がふえるものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君）これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君）御異議なしと認めます。よって議案第12号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君）御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第13号 平成12年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君）理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君）ただいま上程されました議案第13号、平成12年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

129ページをお願いいたします。補正の内容でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ975万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を4,6

54万9,000円とするものでございます。その内容につきましては、前年度繰越金並びに汚水処理施設管理基金定期預金利子を汚水処理施設管理基金へ積み立てるものでございます。

甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第14号 平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第14号、平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

介護保険の支給限度額が一本化されることになり、このシステム開発事業の助成を国が決定し、

今回予算措置されたことに伴いまして、当該国庫補助を受けるため予算措置が必要となり、上程するものでございます。

議案書の135ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,862万3,000円とするものでございます。

なお、本事業は平成12年度補助事業でございますが、平成13年度に執行する部分もあり、第2条に繰越明許費を追加してございます。

歳入歳出の明細につきましては、141ページから142ページに、繰越明許費につきましては139ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） もう少しこの事業内容について詳しく説明いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回の補正内容について説明させていただきます。

まず、現在この介護保険事業のサービスの提供につきましては、訪問通所サービスについての支給限度額が一方で決められております。そしてまた、別の方法では短期入所サービス、これはショートステイですけども、この分がまた別枠で設定されておりまして、そして1月の支給限度額の中でその訪問通所サービスと、そして短期入所サービス、この2つが別々に算定される、そしてまたその額が決定されるということで、各要介護度ごとにサービスが提供されるという形になっております。

それが平成14年の1月からは、この2つの別枠にあるものを一本化により、その支給限度額内のサービスの利用の選択性でありますとか、あるいは利便性を高めるために今回一本化しようという措置がなされまして、それが平成14年の1月から実施されるということになっております。

そういった一本化にするということで、どうし



ても電算のシステムが一本化の開発をしなければ  
ならないということになりましたので、今回この  
443万1,000円の電算委託料を補正させてい  
ただいたと、そういうことでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 今、説明いただいたんです  
が、もう一つわからないんですが、訪問看護とシ  
ョートステイを限度額を一本化するという、こう  
いう説明ですね。そのために何か電算処理をする  
ための予算だと、こういう説明ですね、いただ  
いたのは。

そうすると、現在訪問看護とショートステイの  
限度額が違うんでしょうね。違うことで、それを  
一本化することによって、利用する方としてはシ  
ョートステイを選ぶのか訪問看護を選ぶのが選  
択ができると、こういうように利用する方にとっ  
ては便利な制度になると理解していいのかです  
ね。または、やっぱりそのことによって訪問看護  
に集中するのか、ショートステイに集中するの  
かという問題が生じるんじゃないでしょうか。

だから、そういう法改正というのか制度改正の  
ことによって利用される方がどういう状態が起  
こるのかと、そういうことを市民にとってのメリ  
ット、デメリットも含めてちゃんと説明をすべ  
きだと思うんです。先ほど説明いただいたのは、  
何か全然よくわからない。ただ、一本化するた  
めに電算機が必要だからその予算だと。しかし、  
そのことによって利用する側からすれば変わっ  
てくるんじゃないでしょうか、一本化すること  
によって。当然違うわけですからね、訪問とシ  
ョートステイと。そういうことをちゃんと市民  
の立場に立って御説明いただきたい。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君）  
このサービスを利用する側にとりましては、基  
本的に変わりはないというふうに我々は理解し  
ております。そして、今のサービスの特に支給  
限度額というんですか、1カ月の額を決めるの  
には、例えば要介護でありましたら1カ月に1  
万6,580単位という単位が決められてお  
りまして、そしてそれとはまた別枠に短期入  
所サービス、これは6カ月単位で決められて  
るわけですが、2週間は

とれますよという形になります。ただ、これが  
計算される場合に別々に計算されるのではなし  
に、2週間の短期入所サービス、この分も合わ  
した形で1万6,580という単位の中で計算さ  
れるという形になっております。

それを今度は、この平成14年の1月からは、  
この支給限度額につきまして、訪問通所サー  
ビスと短期入所サービス、これを合わせた形  
で、例えば要介護支援でありましたら、今言  
いました1の場合は1万6,580単位で、こ  
れで計算するという形になっております。

それで、あとショートステイにつきましても、  
これはもちろん要介護度別になるんですけども、  
今現在では6カ月で2週間しか要するにシ  
ョートステイについては取れないということに  
なっておりますけども、この2週間はまたふや  
して取れるということになってまいります。

この辺が今回の支給限度額一本の大きな違  
いなんですけども、ただ受ける方に見たら、そ  
の限度額の中で各サービスを受けますという  
形になりますので、現在利用されてる方につ  
いてはサービス上は何ら違いは出てこない  
と。ただ、ショートステイの短期入所サー  
ビス、それが今よりも以上に、例えば本人  
さんが希望される場合には、それは2週間  
というような限度じゃなしに、もっと取る  
こともできると。そして、合計で要介護1  
の場合は1万6,580、この単位でその1  
つのサービスを受けたいと、こういうこと  
になります。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。  
——以上で本件に対する質疑を終結いた  
します。

お諮りいたします。ただいま議題とな  
っております議案第14号については、会  
議規則第37条第2項の規定により、委  
員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認  
めます。よって議案第14号については、  
委員会の付託を省略することに決ま  
りました。

討論に入ります。討論はありませんか。  
——討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第15号 平成13年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第27、議案第34号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成13年度泉南市各会計予算20件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第15号から議案第34号までにつきまして、順次御説明申し上げます。

その前に、議案第9号に関連する予算の修正が事務の都合上ただいま間に合いませんので、恐れ入りますが、最終本会議時にお示しをいたしたいと存じます。これからの説明は、当初提出いたしております予算の数字を前提に御説明申し上げますので、よろしく御説明申し上げます。

まず、議案第15号の平成13年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、別冊の予算書3ページをお開き願います。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ196億5,440万円とするものでございます。平成13年度予算は、前年度比5.5%減となっておりますが、これは職員給与の2%カットによります人件費の削減や、事業の完了等によります投資的経費の縮小によるものでございます。

なお、新年度予算の編成に当たりましては、人権、教育、福祉、環境の充実などを基本理念に、多様化する市民ニーズに的確に対応していくよう努めたところであります。また、本市の深刻な財政状況を踏まえ、財政健全化を推進するため、歳入の確保に万全を期し、歳出面におきましては、経費の節減を図るとともに、事業の選択等について緊急性、重要性等の観点から精査を行い、限られた財源の重点的、効率的な配分を行ったもので

ございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、145ページをお開き願います。一般管理費の備品購入費273万7,000円でございますが、これは新年度より喫煙場所を限定し、庁舎内の完全分煙を実施するに当たり、分煙機器6台を購入する経費でございます。

次に、148ページをお願いいたします。企画広報費の委託料のうち、泉南市地域新エネルギービジョン策定業務委託料800万円でございますが、これは深刻化する地球環境問題に対応するため、新エネルギーの導入、有効利用を検討、推進するビジョンを策定するための経費でございます。

次に、174ページをお願いいたします。老人福祉費の委託料のうち、徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料62万5,000円でございますが、これは痴呆性高齢者が徘徊した場合に、その所在地を確認できるシステムを活用し、その高齢者を早期に発見することで事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備するため、新年度より新たに実施するものでございます。

次に、210ページをお願いいたします。し尿処理費の工事請負費の1,000万円でございますが、これは双子川浄苑の運転機能向上を図るため、高圧電気設備の更新工事を行う経費でございます。

次に、219ページをお開き願います。（仮）農業公園整備事業費の工事請負費6,980万円でございますが、これは農業公園の整備に向けて公園部分の排水路設置などを行う経費でございます。

次に、231ページをお願いいたします。防潮堤道路整備事業費の工事請負費7,656万円でございますが、これは大阪府企業局が岡田 - 樽井間の防潮堤撤去工事に着手したことに伴い、現道路を拡幅する経費でございます。

次に、241ページをお開き願います。市場長慶寺砂川線改良事業費の工事請負費2,850万円でございますが、これは市内の通過交通を円滑にするとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、砂川榎井線から大阪和泉泉南線までの整備を行う経費でございます。

249ページをお願いいたします。消防施設整

備事業費の委託料のうち、庁舎耐震診断委託料の450万円でございますが、これは阪神・淡路大震災を教訓に防災拠点としての安全性の確認を行うため、消防庁舎の耐震診断を実施する経費でございます。

次に、263ページから264ページの上段にかけての学校給食センター費の工事請負費2,480万円でございますが、これは学校給食の安全、衛生管理の向上を図るため、給食センターの床面改修を初め間仕切りなどの工事を行う経費でございます。

次に、266ページをお願いいたします。中学校費の学校施設整備費の委託料のうち、調査委託料340万円でございますが、これは今後計画的に学校施設の効率的改修を図るため、今年度の小学校に引き続き、中学校4校の耐震予備診断を行う経費でございます。

次に、272ページをお願いいたします。社会教育総務費の報償費1,728万円でございますが、これは広く市民のIT基礎技能の習得を促進するため、公民館など社会教育施設6カ所においてIT基礎技術講習を行う経費でございます。

なお、歳入の明細につきましては、115ページから139ページに記載してございますので、よろしくお申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第15号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第16号から議案第27号までは、平成13年度各財産区会計の予算でございますが、17ページの樽井地区財産区会計予算から61ページの信達岡中新池財産区会計予算までの12財産区会計でございます。明細につきましては、323ページから370ページにかけて記載しておりますので、よろしくお申し上げます。

次に、65ページの議案第28号、平成13年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、記載のとおり歳入歳出それぞれ694万8,000円とするものでございます。明細につきましては、371ページから374ページにかけて記載をいたしております。

次に、69ページの議案第29号、平成13年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算で

ございますが、歳入歳出それぞれ54億2,006万1,000円とするものでございます。明細につきましては、375ページから396ページにかけて記載をしております。

次に、75ページの議案第30号、平成13年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ45億6,986万8,000円とするものでございます。明細につきましては、397ページから403ページにかけて記載をしております。

次に、79ページの議案第31号、平成13年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ23億9,877万6,000円とするものでございます。明細につきましては、405ページから422ページにかけて記載をしております。

次に、85ページの議案第32号、平成13年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ3,611万円とするものでございます。明細につきましては、423ページから426ページにかけて記載をしております。

次に、89ページの議案第33号、平成13年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ16億2,333万3,000円とするものでございます。明細につきましては、427ページから446ページにかけて記載をしております。

次に、議案第34号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。予算書は別冊となっております。

別冊1ページの予算総括表の収益的収支でございますが、収入額14億9,020万8,000円で、対前年度比は7,314万2,000円の減。対する支出額が15億8,949万円ございまして、対前年度比2,680万2,000円の増を見込むものでございます。収支差し引き9,928万2,000円の赤字となっております。赤字の原因につきましては、大阪府営水の値上げ等によるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入額11億7,240万円で、対前年度比は1億1,665万

円の増、対する支出額14億526万円、対前年度比2億545万円の増を見込むものでございます。収支差し引き不足額2億3,286万円でございます。損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

なお、明細につきましては30ページ以下に記載をいたしております。

以上、議案第15号から34号までを簡単に御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これよりただいま一括上程いたしております平成13年度各会計予算20件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———真砂君。

5番（真砂 満君） 予想で物を言うとまた批判を受けますが、後で取り扱いについては協議をされることだろうというふうに思いますけれども、さきの条例の案の否決の取り扱いでありますけれども、今蜷川助役の方が最終本会議でという御答弁がありました。委員会付託をしなければ、今直ちに出していただかなければ審議ができないというふうに思っています。

もし仮に付託にされるのであれば、最終本会議ではなくて、当該の予算審査特別委員会までにそういった資料を整えていただかなければ、審議ができないのではないのかなというふうに思いますので、最終本会議までというのはお間違いではないのかなというふうに思いますから、ひとつよろしくをお願いします。

それと、全般的な質疑をさせていただきますが、一般質問でも申し上げましたように、今年度は決算委員会と予算との日程が余りにも少な過ぎて反映ができなかった、それは一定理解をするところでありまして、この予算審議をするときに、仮に行政側が決算委員会のそれぞれの委員さんの指摘事項がもっともだということ判断した場合、この予算を例えばもう当初から執行されるのか、一たんとめて検討を加えるのか、そのあたりの基本的な考え方だけをお示しをいただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 私が最初に申し上げました

議案第9号に関連する予算の関連でございますけれども、関係官庁と早急に協議をいたしまして、できるだけ早期に、予算委員会に間に合うように提出をいたしたいと思っておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 2点目の御質問でございますけれども、決算委員会で幾つかの御指摘なり御提案もいただいております。ただ、本来はそういう御提案いただいた内容に我々の方もそうだなというものについては、我々の方で当初に反映すべき点があるというふうに思いますが、今回はちょっと4年に1回のことであって近接しておりました関係で、それが反映されてないということでございます。

予算委員会に付託されるならばまたいろいろ御指摘いただけるかなというふうにも思いますけれども、特に決算については私ども既にいろいろいただいておりますので、その中で我々の改むべきこと、あるいは改善すべき点ということにつきましては、予算は予算といたしまして、執行までにそのあたりの一定の考え方の整理をさせていただいて、我々の執行に反映できる点はできるだけ生かしていくようにしたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 予算を今示されまして、一定の御説明をいただきました。財政が厳しいという中で、一般会計では11億円ほどの減額予算が組まれております。市長の施政方針にも示されて、財政が厳しい中で思い切った改革というようには表現されておるんですが、財政がこう厳しくなって現状でも問題になつるとというのは、私は基本的にはやっぱり下水道事業というものが大きく財政を圧迫しておると、こういう認識をしております。

それから、関空が2期も進められとるんですが、やはり関空の財政問題というのが大阪府初め地元市町村にも大きな影響を与えておると。こういうものにも地元としてはきちっと反映された予算を組む必要が私はあるのではないかなと。

もう1つは、やはりこれは大きなとげになつてくる市営住宅の払い下げ問題、この問題も早期に解決をしなければ、行政の市民に対するきちとした政策ができない。特に住宅というのは人間が生きていく上において大変重要な施設でございますから、そういうものをやっぱり新しい年度に入つては明確な方向性を示さないと、なかなか健全な行政運営はできないと思っております。

そういう点について、市長の全体のものを見ても、基本的には今までやってきた事業は多少おくらすことはあっても、この事業を廃止するんだというような明確なメッセージがないわけですが、この新しい年度を組んだ中で、市長は一体この全体の予算の中で今の現状の問題をとらえながら、どこにそういう問題点を解決する形が予算の上にあられとるのかというのは、なかなか総花的であって見えないんですが、市長のこの予算を組むに当たって、この現状の問題と、この問題についてどういう改革をしていくのかというような考えをもう一步突っ込んで御説明をいただきたいと思えます。

また、学校の施設の改修問題にしても、耐震調査がされるということで一定の方向は示されておられるわけなんですけれども、今回の予算にもそういうこともあってか余り予算に反映されたものはないし、また農林漁業の問題にしても、やはり従来と変わらない予算組みしかされてないように思うのですが、そういう点での環境というものを踏まえた世紀に向かって、どうようにこの予算の上に反映されたのか、市長から御答弁をいただきたいと思えます。

私は予算委員でもございませんので、基本的な市長の考えを伺っておきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、予算を組むに当たっての基本的な考え方でございますが、現在の厳しい社会情勢、あるいは財政事情を考慮いたしまして、できるだけ緊縮型といたしております。一般会計ではマイナス5.5%という形で組まさせていただきました。

特にその中で特徴的なものは、指摘もありました人件費関係でございますけれども、実は12年度

から既にそういう対策を行っているわけでございますけれども、当初として通年でいろんな形で具体的に反映されてくるという、それから人員減も含めて反映されてくるということで、前年当初比で4.5%のマイナス、約2億9,300万ぐらいのマイナスという形で、一定の改革なりその姿勢がここにあらわれているというふうに思っております。

扶助費等については若干増加いたしておりますけれども、これは今の個人所得の伸び悩みやいろんな関係でやむを得ないというふうに思っております。

もう1つの大きな財政硬直化の1つであります公債費でございますけれども、これは償還の方がふえてきておまして、これは中期財政展望でもお示してまますように13年、それから14年—14年がピークを迎えると、こういうことでございますので、若干2.6%ほどふえているということでございますが、14年度の償還額と比べてもほぼピークに近い数字ということでございまして、あと1年あるいは2年しますと減少してくるというふうに考えております。

それから、投資的経費につきましては、できるだけ20億円以内ということでお話をさせていただいておりましたけれども、昨年は約20億弱ということでしたが、今回は12億1,400万ということで、38.9%、約39%のマイナスという形になっております。

それから、御指摘ありました下水道でございますけれども、特別会計でございますが、これもマイナスの6.7%と、1億7,000万程度の減額ということになっております。これは12年度でおおむね雨水について概成したという要因もございまして、減少しているわけございまして、今後は汚水の方の効率的な面整備に努めていきたいというふうに考えております。

市営住宅の方は、一般平家住宅、木造住宅については現在係争中ということでございまして、ことし中には結審あるいは判決もいただけるのではないかとこのように思っておりますので、今はその推移を見守っているということでございます。

一方、中層部分については、今回住宅の改造なりあるいは建てかえなりという方向性を示すため

に一定の調査をやって、その中でそれに合ったような整備の仕方をしていくということにいたしております。

学校施設につきましては、大規模の方は13年度はないということでございますけども、特に緊急性の高い問題については、予算として反映をいたしているところでございます。なお、小学校については、予備診断もいたしましたので、その結果を踏まえて14年度に向けての一定の整理をした中で、大規模改修あるいは単独改修、あるいは中規模改修というふうに振り分けをしまして、順次整備をしていく準備としたいというふうに思います。中学校については、13年度で耐震診断をするということでございます。

それから、空港の問題でございますけれども、これは現在2期事業が推進されておりますので、予定どおり2007年3月供用開始に向けて我々としても推進に力を入れていきたいというふうに思います。

関連しまして、りんくうタウンにつきましては、一定大阪府とタイアップいたしまして、いろんな施策を盛り込んだり、あるいは用地の値下げをしたりということで、活性化ゾーンから先に入っておりますけれども、2件申し込みもあるということでございますので、今後さらにこれらの販売に向けて、府・市あるいはりんくうセンター一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、厳しい状況でございますので、総じて緊縮という、全体的にそういう予算とさしていただいたところでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 一定の市長の基本的なお考えをいただきました。しかし、関空の問題は、市長がそう言ってもいろんな問題が噴出してありますし、これは今世紀最後の大規模公共事業と言われておりますし、その結果が今の財政問題1つにとっても、また沈下問題にとっても、もう人間の力ではなかなか解決できない状態にありますし、そこに依拠した泉南市政運営というのは、私は基本的に地元からやはり問題点をきちっと指摘をして、本当に20世紀の反省が個々の具体的なこと

を通して検証されないと、私は新しい21世紀は見てこない。やっぱり基本的にはそういう右肩上がりの開発志向型の運営では、私はだめだということの思いを持ちます。

そして、市営住宅についても、裁判結果を待つんではなしに、やはり行政がやってきた1つのけじめを今回の予算の中でもきちっと示すべきだったろうと思います。

下水道にいたしましても、やはり使用料の関係からいっても、とても財政的に合わないわけですし、この議会の中でもやっぱり合併処理浄化槽が、その五、六倍もかかると言われる発言もあるように、とても財政的にはもちませんし、泉南市はそういうことができ得る地域にあるわけですから、もっと柔軟な効率のよい財政運営をするべきだと、そういうことを思います。

今後、予算審議の中でいろいろ詳しい審議がされていくと思いますけども、そういう議会の声ということを真摯に受けとめて、間違いのない市政運営をぜひお願いをしたいと思います。それで終わります。

議長（奥和田好吉君） ほかに。———上山君。10番（上山 忠君） 1点だけお聞きしたいと思うんですけども……（巴里英一君「予算委員やる」と呼ぶ）予算委員やけど、全体にかかわることちょっと聞きたいんですわ。

1点だけでよろしいんですけども、この中に介護保険料はどの項目の中に入るとるんかね。平成12年度の予算書を見ても今回の予算書を見ても、使用者側の介護保険料の負担はどこに入れておられるのか、それだけ教えてください。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 介護保険関係の分につきましては、まず1つ介護保険特別会計がございます。そこと、あと国保会計に1号者ですか、その国保の分の負担というんですか、それが入っております。それとあと、各医療保険者から入ってくる分につきましては、あくまで介護保険の中の支払基金交付金とかその辺の議論になってくるんじゃないかなと、そういうふうに理解しております。

議長（奥和田好吉君） 上山君に申し上げます。

予算委員ですので、中身に入った質問は予算委員会の中でやっていただきたいと思います。

10番(上山 忠君) 2号被保険者の介護保険料の使用者側負担金、それがどこにも載っていないわけなんです。実際、去年の4月1日から2号被保険者の介護保険料というのは取られとるわけなんです。使用者側と個人と一対一という関係の中で、そしたらそれはどこに上げてるんやと、それをちょっと聞いとるだけの話です。

議長(奥和田好吉君) 中谷市長公室長。

市長公室長(中谷 弘君) 市の職員の分の介護保険料の負担金の項目だと思いますが、款、項、目、節の4番共済費の中の説明の欄の健康保険組合負担金、この中に介護保険の負担金も含んでいるということでございます。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——島原君。

16番(島原正嗣君) 意見だけ1点だけ申し上げときます。

先ほどの補正予算で若干質問をしようと思ったんですが、そのまま通過しましたので、意見だけを言っておきます。

それは、目新しい事業として、先ほどの補正予算の112ページに介護予防拠点整備事業補助金というのがあるんですが、これは予算の説明会でも若干お尋ねをした経過があるわけです。これは僕はやっぱり一定の1つの地域ではなしに、全市的な構成から見て、この介護予防ということについてどこが一番最大の拠点地だというふうな限定はせずして、全市的に見直す必要があると。全市的に老人や介護せなきやいかん人があるわけですから、将来的にきちっと精査してもらおうと、公正な介護予防をしてもらおうという対応をしてほしい。

意見にかえておきます。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——以上で本20件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成13年度各会計予算20件につきましては、11名の委員をもって構成する平成13年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥和田好吉君) 御異議なしと認めます。よって平成13年度泉南市各会計予算20件につきましては、11名の委員をもって構成する平成13年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員11名につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(奥和田好吉君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成13年度予算審査特別委員会委員に、

1番 井原 正太郎 君

7番 市道 浩高 君

10番 上山 忠 君

11番 松本 雪美 君

12番 北出 寧啓 君

13番 稲留 照雄 君

15番 堀口 武視 君

17番 角谷 英男 君

19番 和気 豊 君

21番 藪野 勤 君

22番 巴里 英一 君

の以上11名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました11名の諸君を平成13年度予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。各委員におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は来る29日午前10時から継続開議したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで一言今後の日程についてお願いを申し上げます。

産業建設常任委員会及び予算審査特別委員会委員のそれぞれの委員さんにありましては、議案の

付託がなされております。つきましては、その委員会の開催予定日として、産業建設常任委員会は明3月15日(木曜日)午前10時から、あわせて予算審査特別委員会は3月16日(金曜日)午前10時からそれぞれ開催をしていただきたく存じますので、その点各委員さん方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時48分 散会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長      奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員      稲 留 照 雄

大阪府泉南市議会議員      南      良 徳